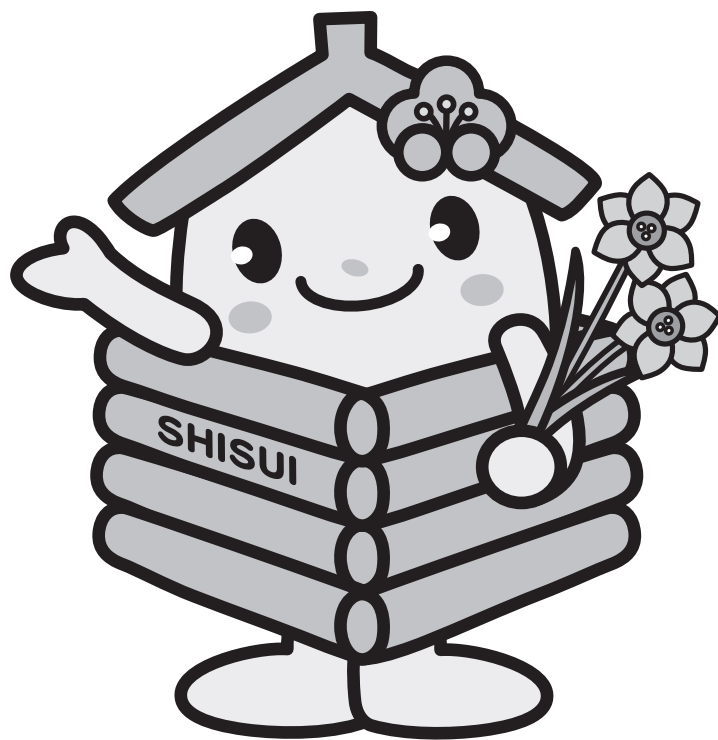


第4次

酒々井町障がい者計画



令和5年3月

酒々井町

はじめに



酒々井町長 小坂 泰久

本町では、平成10年に第1次酒々井町障害者計画を策定し、障がいのある人もない人も暮らしやすい町を目指し、ノーマライゼーションの理念に基づき各種障がい福祉施策の推進に努めてまいりました。

少子高齢化や核家族化など地域を取り巻く社会情勢は大きく変化し、さらに新型コロナウイルスの感染拡大は、新しい生活様式への変更が余儀なくされています。このことは障がいのある人にとっても、地域での交流の機会が制限されるなど大きな影響を受けてきました。

こうした中、本計画では「障がい者（児）への理解が進んだ環境の下で、障がいのある人が地域の一員として社会参加できるまち」を基本理念として、合理的配慮の充実や心のバリアフリーの推進など新たな施策にも取り組み、障がいのある人が地域の中で安心して暮らし続けられる町づくりの推進をしてまいります。

目標の実現に向けては、行政での取り組みはもとより自治会・ボランティア団体など、酒々井町全体での支援が必要不可欠であると考えております。町民の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました策定懇談会の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました多くの皆様、ご意見・ご提言をいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和5年3月

第4次酒々井町障がい者計画（案）

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画の趣旨.....	3
第2節 計画の位置づけと役割.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定方針.....	5
第2章 障がいのある人の状況.....	7
第1節 障害者手帳所持者数等の動向.....	9
第2節 酒々井町第4次酒々井町障がい者計画策定に伴うアンケート調査結果.....	17
第3節 現状からみた酒々井町の課題.....	29
第3章 計画の理念・取り組み方針.....	31
第1節 基本理念.....	33
第2節 施策の方針.....	34
第3節 施策の体系.....	36
第4節 本計画におけるSDGsの取組.....	37
第4章 基本計画.....	39
第1節 ノーマライゼーションのまちづくり.....	41
第2節 地域生活を支える仕組みづくり.....	47
第3節 自立に向けた体制支援づくり.....	55
第4節 安心して暮らせるまちづくり.....	61
第5章 計画推進のために.....	67
第1節 計画の推進に係る各組織の役割.....	69
第2節 計画の達成状況の点検及び評価.....	70
第6章 資料編.....	71
第1節 計画策定の経緯.....	73
第2節 第4次酒々井町障害者計画策定懇談会名簿.....	74
第3節 第4次酒々井町障害者計画策定懇談会開催要綱.....	75
第4節 用語集.....	76

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすいと感じることのできる社会の実現に向けた国際的な取り組みとして、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）や、それに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障がいのある人への支援のあり方は大きく変化してきています。

国内の動きとしては、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」を制定し、障がい者虐待防止の具体的な枠組み等を定め、平成24年6月に制定した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」では、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設で就労する障がいのある人の自立の促進を図るための必要な事項等を定めています。また、平成25年4月に「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、障がいのある人の範囲に難病患者を追加するなど障がい者支援の拡充が図られたことにあわせて、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」へ変更しました。

さらに、障がいのある人の人権及び基本的自由を保障し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」について、平成26年1月に批准し、同年2月に同条約は我が国において効力が生じました。

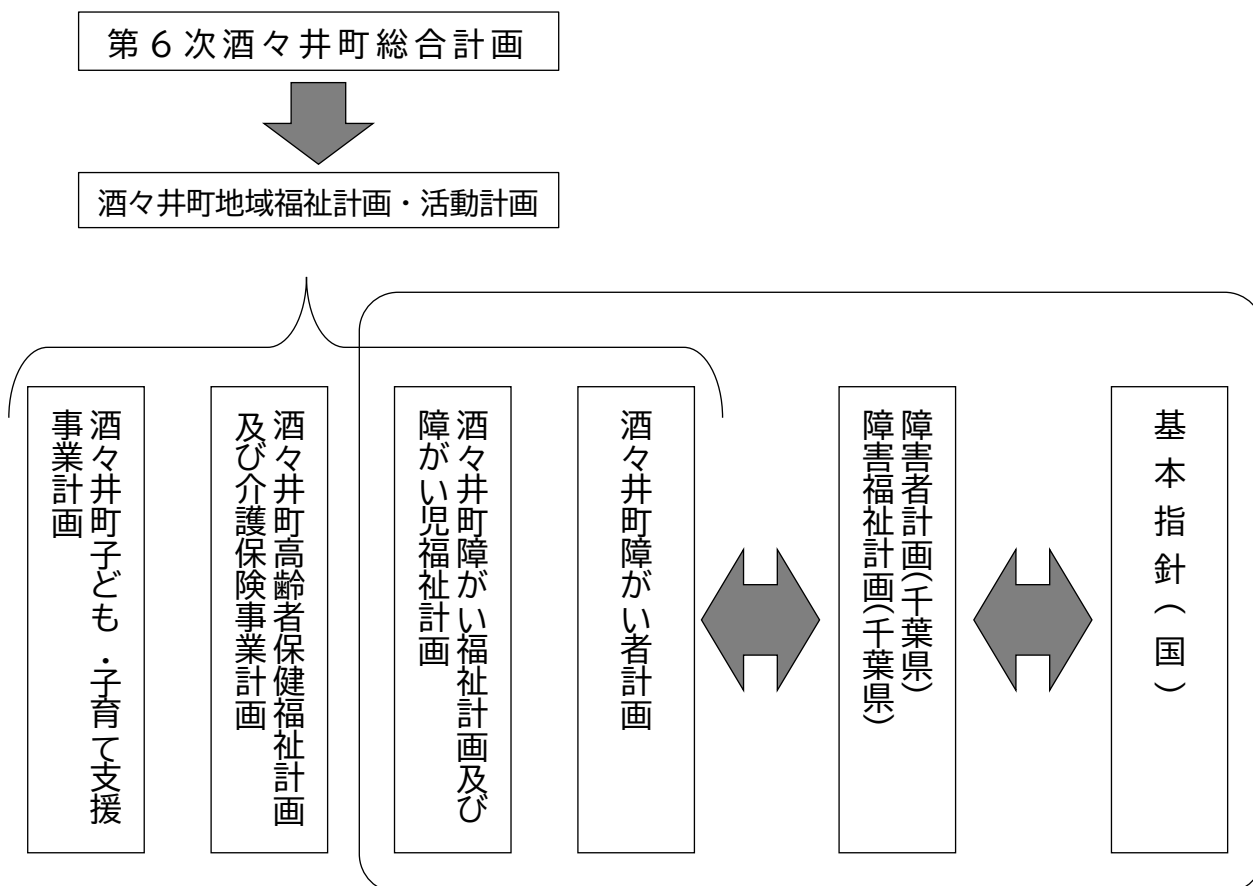
近年の動きとしては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が平成28年度より施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正により障がい者施策推進のための基本的な方針が示されました。また、平成30年4月に児童福祉法が改正され、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することを定めた「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

令和4年5月には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法案）が施行されました。

酒々井町においても、このような国・県の動向に対応しながら、「第3次酒々井町障害者計画」（計画期間：平成30年度～令和4年度）を策定し、基本理念を①人権の尊重、②障害のある人の自立、③地域住民との共助・協働、④生活環境の整備、⑤ネットワークづくりの5つの柱とし、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。この度、第3次計画の期間の満了にともない、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として「第4次酒々井町障がい者計画」を策定しました。

第2節 計画の位置づけと役割

- (1) この計画は、障害者基本法第7条第3項に規定されている「障害者基本計画」及び「千葉県障害者計画」を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項に規定されている当町の基本構想に即し、かつ、当町における障がいのある人の状況を踏まえ、当町における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、「第6次酒々井町総合計画」（計画期間：令和4年度～13年度）と整合を図りながら推進するものであり、この計画に位置づけられた施策は、町の実施計画に反映させ、財政状況等を勘案しながら計画的な実施を図るものとします。
- (3) この計画は、障がいのある人の福祉・保健・医療分野にとどまらず生活全般にかかわる総合的な計画であり、「酒々井町地域福祉計画・活動計画」（令和5年3月策定）をはじめ関連する個別計画と整合を図りながら効果的な推進を図るものとします。
- (4) この計画が、障がいのある人に対する総合施策を定める基本計画としての性格を有するものであるのに対し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスなどの事業について、必要なサービス見込量等の数値目標や見込量確保のための方策などを掲げる実施計画として位置づけられます。この2つの計画は、それぞれの計画の役割と調和を図りながら、策定していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和5年度に策定される「第7期酒々井町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」と計画期間を合わせるため、令和5年度（2023年）を初年度とし令和8年度（2026年）までの4か年計画とします。

なお、今後の諸情勢の変化に柔軟に対応できるよう必要に応じて適宜内容の見直しに努めるものとします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
酒々井町障害者計画	計画策定	第4期計画: 令和5年度～8年度				第5期計画: 令和9年度～14年度					
酒々井町障害福祉計画・障害児福祉計画		計画策定	計画期間: 令和6年度～8年度			計画期間: 令和9年度～11年度			計画期間: 令和12年度～14年度		

第4節 計画の策定方針

本計画は、以下に示す策定方針に基づき策定します。

- (1) 障害者手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）及び指定難病見舞金対象者へのアンケート調査及び、障がいを持たない住民へのアンケート調査を基に、障がいのある人の生活実態や福祉サービスのニーズ、住民の意識等を把握し計画に反映します。
- (2) 前計画の計画期間中に、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、その他関連法令の改正があったことを踏まえ策定します。
- (3) パブリックコメントの実施や社会福祉・障がい福祉等の関係者からなる本計画の策定懇談会を設置するなど、町民等より広く意見を聴取し、計画に反映します。

第2章 障がいのある人の状況

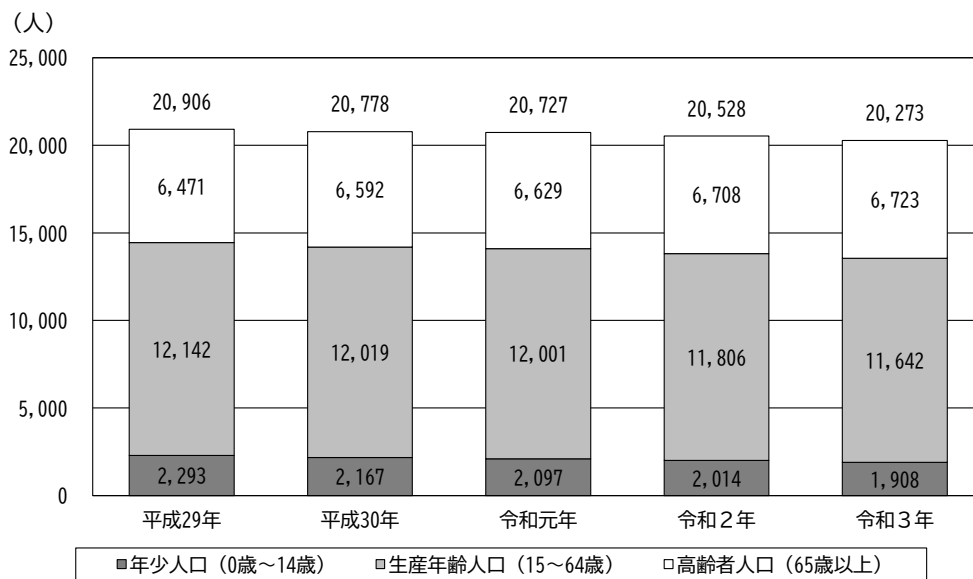
第1節 障害者手帳所持者数等の動向

1 人口の動向

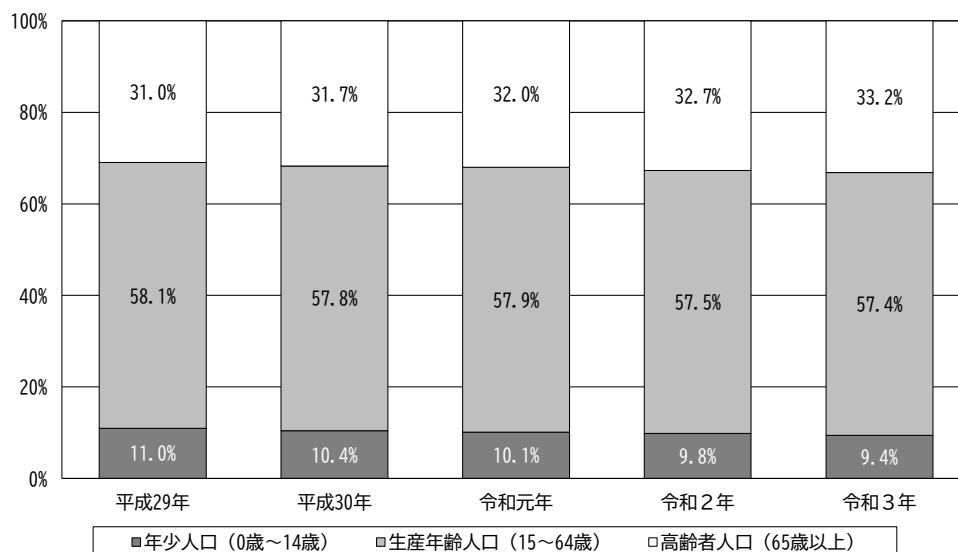
人口の動向をみると、平成29年の本町の総人口は20,906人でしたが、令和3年では20,273人と4年間で633人の減少となっています。

年齢3区分別人口比率を比較すると、年少人口や生産年齢人口が減少傾向となっている一方で、高齢者人口は増加傾向となっており、令和3年の高齢者人口を平成29年と比べると252人増加しています。

■人口の状況



■年齢3区分別人口比率の状況



資料：住民基本台帳（各年度3月31日）

2 障がいのある人等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）所持者は、令和元年から令和2年にかけて減少しましたが、令和3年度末現在、876人と再び増加傾向となっています。

総人口における手帳所持者数比も同様の傾向となっています。

身体障害者手帳所持者が増減している一方、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は増加傾向となっています。

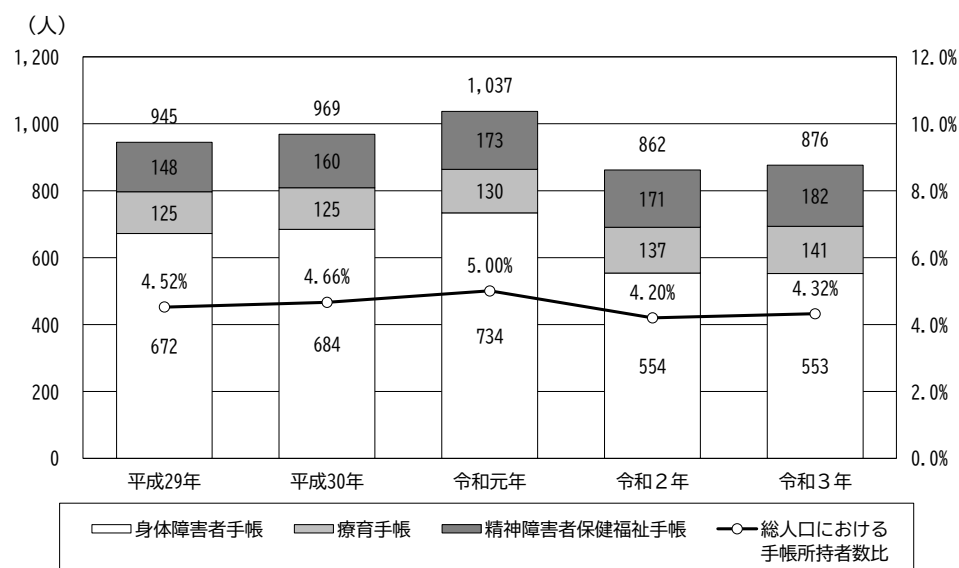
■障害者手帳所持者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
手帳所持者（人）	945	969	1037	862	876
手帳所持者伸び率	100.0%	102.5%	109.7%	91.2%	92.7%
総人口（人）	20,906	20,778	20,727	20,528	20,273
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%
総人口における手帳所持者数比	4.52%	4.66%	5.00%	4.20%	4.32%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳	672	684	734	554	553
療育手帳	125	125	130	137	141
精神障害者保健福祉手帳	148	160	173	171	182
計	945	969	1,037	862	876

資料：福祉班調べ（各年度3月31日）

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人・児童数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年から令和2年にかけて減少しましたが、令和3年度末現在、553人となっており、令和2年からほぼ横ばいとなっています。

手帳所持者の伸び率、総人口における手帳所持者数比はともに減少傾向となっています。

また、身体障がいのある人の障がい等級別の構成をみると、「1級」が200人で最も多く「2級」の82人を加えると「重度障がいのある人」が全体の半数以上を占めています。

なお、年齢別でみると、65歳以上が398人で全体の7割以上を占めています。

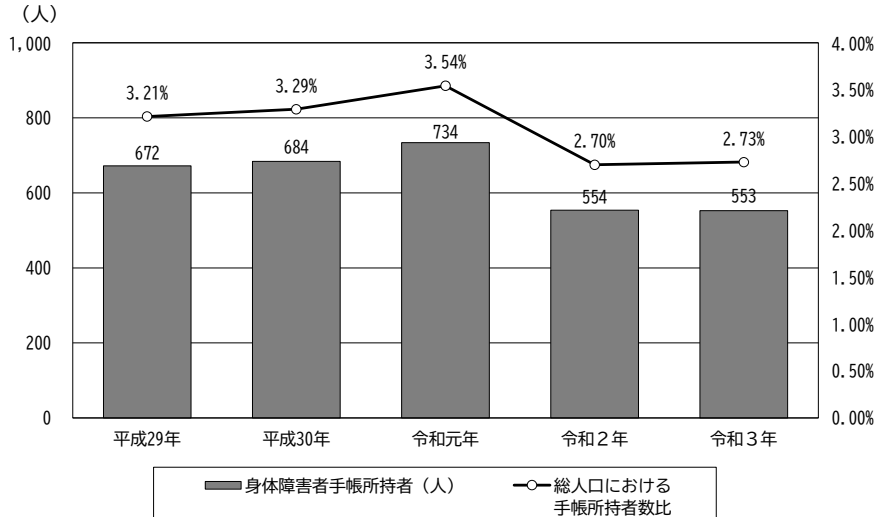
■身体障害者手帳所持者の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳所持者	672	684	734	554	553
手帳所持者伸び率	100.0%	101.8%	109.2%	82.4%	82.3%
総人口（人）	20,906	20,778	20,727	20,528	20,273
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%
総人口における手帳所持者数比	3.21%	3.29%	3.54%	2.70%	2.73%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



令和3年3月31日現在	手帳所持者数 (人)							計	年齢別割合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
18歳未満	2	2	2	1	0	0	7	1.3%	
18歳以上40歳未満	9	6	3	7	1	1	27	4.9%	
40歳以上65歳未満	42	21	13	22	13	10	121	21.9%	
65歳以上	147	53	55	98	21	24	398	72.0%	
合計	200	82	73	128	35	35	553	100.0%	
障害程度割合	36.2%	14.8%	13.2%	23.1%	6.3%	6.3%	100.0%		

資料：福祉班調べ（各年度3月31日）

■身体障がい種別の状況

障がい部別別の身体障がいのある人数（身体障害者手帳の障がい種類別所持状況）は、令和3年度末現在、「肢体不自由」が267人と最も多く全体の48.3%を占めています。また、「内部障がい」が213人（38.5%）で続いています。

このほか、「視覚障がい」が23人、「聴覚・平衡機能障がい」が44人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が6人という状況です。

障がい種類別人数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
手帳所持者数（人）	672	684	734	554	553
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
視覚障がい	34	35	38	23	23
	5.1%	5.1%	5.2%	4.2%	4.2%
聴覚・平衡機能障がい	40	43	47	44	44
	6.0%	6.3%	6.4%	7.9%	8.0%
音声・言語・そしゃく 機能障がい	7	7	8	6	6
	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%
肢体不自由	358	353	369	272	267
	53.3%	51.6%	50.3%	49.1%	48.3%
内部障がい	233	246	272	209	213
	34.7%	36.0%	37.1%	37.7%	38.5%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割

内部障がい別人数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
内部障がい（人）	233	246	272	209	213
	34.7%	36.0%	37.1%	37.7%	38.5%
心臓機能障がい	115	118	127	97	102
	17.1%	17.3%	17.3%	17.5%	18.4%
じん臓機能障がい	61	66	78	57	60
	9.1%	9.6%	10.6%	10.3%	10.8%
呼吸器機能障がい	11	13	14	7	7
	1.6%	1.9%	1.9%	1.3%	1.3%
ぼうこう・直腸機能障がい	38	40	44	40	36
	5.7%	5.8%	6.0%	7.2%	6.5%
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
免疫機能障がい	6	7	7	6	6
	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%
肝臓機能障がい	2	2	2	2	2
	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割

資料：福祉班調べ（各年度3月31日）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、令和3年度末現在で141人、対人口比は0.70%となっており、平成29年度との比較では、16人の増加となっています。

障がい等級別の構成で見ると、最重度・重度の方が39人で全体の27.7%を占めています。また、中度は36人、軽度は66人という状況です。

年齢別では、18歳以上が110人で全体の78%を占めています。また、18歳未満が31人となっています。

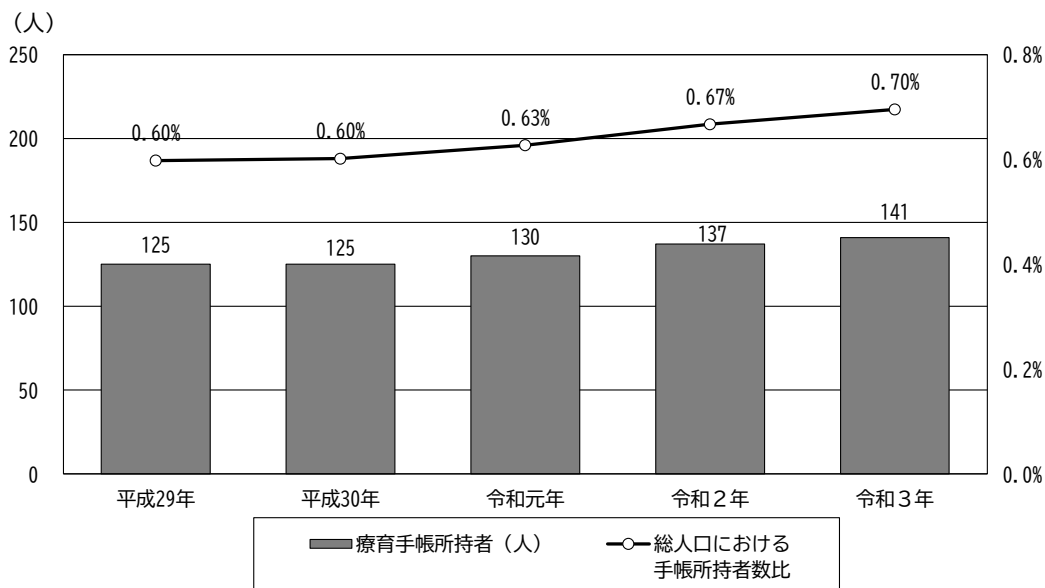
■療育手帳所持者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
療育手帳所持者(人)	125	125	130	137	141
手帳所持者伸び率	100.0%	100.0%	104.0%	109.6%	112.8%
総人口(人)	20,906	20,778	20,727	20,528	20,273
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%
総人口における 手帳所持者数比	0.60%	0.60%	0.63%	0.67%	0.70%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より(各年度3月31日現在)



令和3年3月31日現在	最重度・重度 ①・Aの1	中度 Bの1	軽度 Bの2	計
18歳未満	6	7	18	31
障害程度別割合	19.4%	22.6%	58.1%	100.0%
18歳以上	33	29	48	110
障害程度別割合	30.0%	26.4%	43.6%	100.0%
計	39	36	66	141
障害程度別割合	27.7%	25.5%	46.8%	100.0%

資料：福祉班調べ(各年度3月31日)

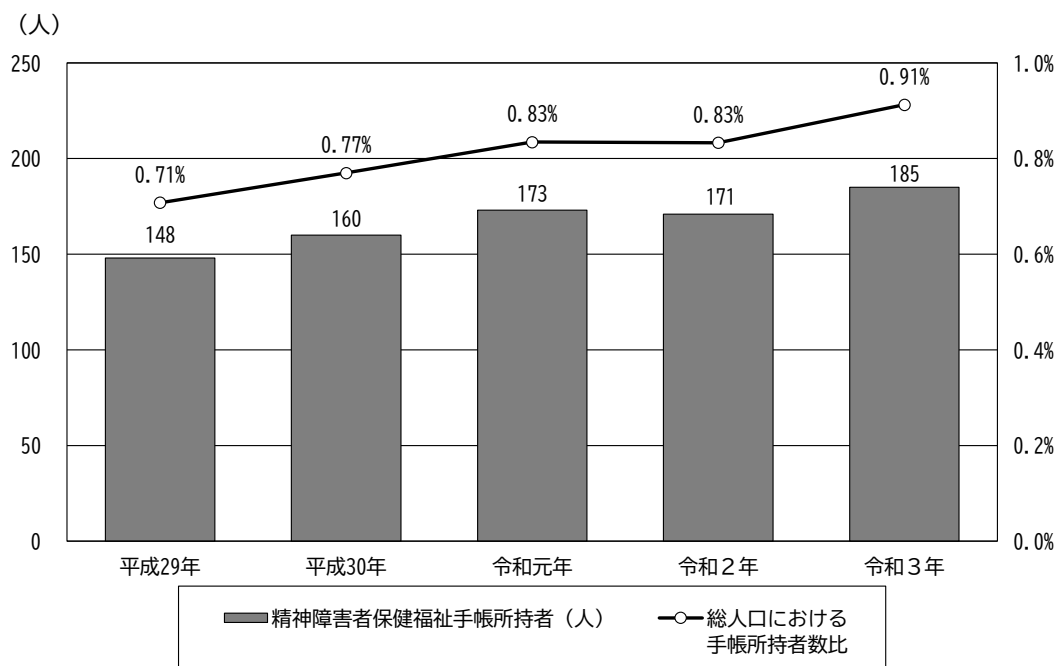
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和3年度末現在 185 人であり、平成 29 年度より増加傾向を示し、37 人増加しています。なお、等級別に見ると、2 級の人が 58.4% と半数以上を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	148	160	173	171	185
手帳所持者伸び率	100.0%	108.1%	116.9%	115.5%	125.0%
総人口（人）	20,906	20,778	20,727	20,528	20,273
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%
総人口における 手帳所持者数比	0.71%	0.77%	0.83%	0.83%	0.91%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）
 ※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率
 ※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



令和3年3月31日現在	手帳所持者数（人）	構成比
1 級	23	12.4%
2 級	108	58.4%
3 級	54	29.2%
合計	185	100.0%

資料：福祉班調べ（各年度3月31日）

自立支援医療費（精神通院）受給者数は令和3年度末現在 291 人となっており、近年の増減はあるものの、平成29年より54人増加しています。

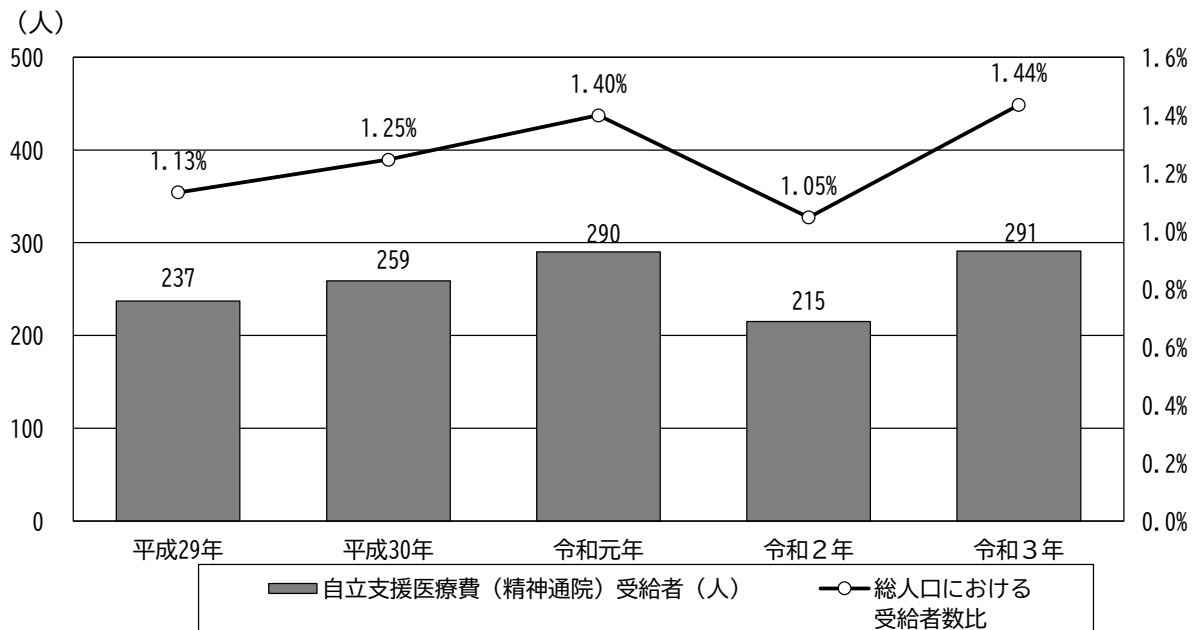
■自立支援医療費（精神通院）受給者数の状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自立支援医療費（精神通院）受給者（人）	237	259	290	215	291
受給者伸び率	160.1%	175.0%	195.9%	145.3%	196.6%
総人口（人）	20,906	20,778	20,727	20,528	20,273
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%
総人口における 受給者数比	1.13%	1.25%	1.40%	1.05%	1.44%

※自立支援医療費（精神通院）受給者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



資料：福祉班調べ（各年度3月31日）

(5)指定難病見舞金受給者・小児慢性特定疾病医療費受給者数の状況

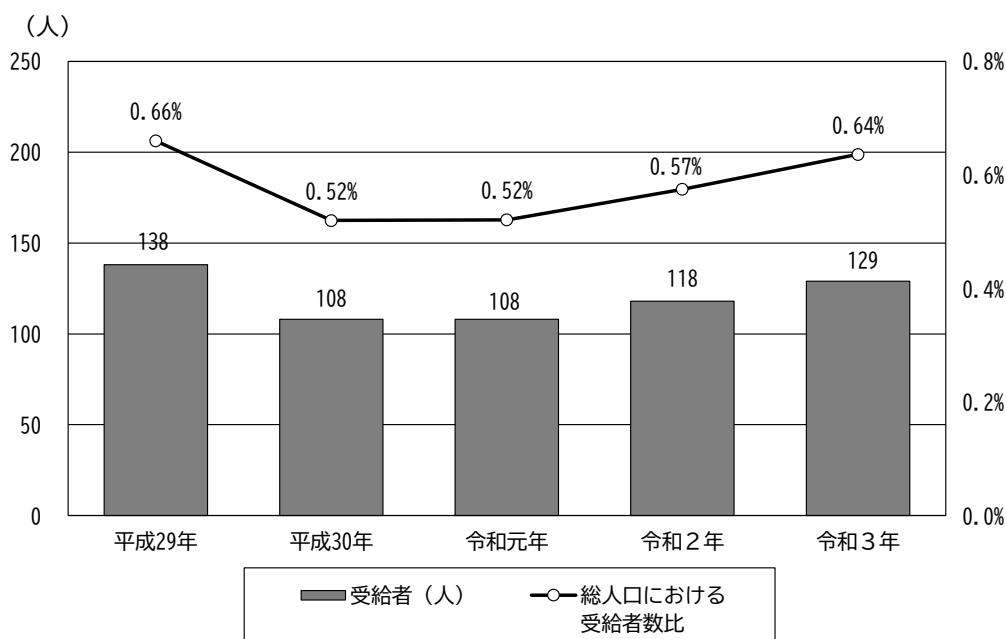
指定難病見舞金受給者数は、令和3年度末現在 129 人であり、平成 29 年度よりは減少していますが、近年では増加傾向となっています。

小児慢性特定疾病医療費受給者数は令和3年度末現在 10 人となっています。

■指定難病見舞金受給者の状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受給者（人）	138	108	108	118	129
伸び率	100.0%	78.3%	78.3%	85.5%	93.5%
総人口（人）	20,906	20,778	20,727	20,528	20,273
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%
総人口における受給者数比	0.66%	0.52%	0.52%	0.57%	0.64%

※指定難病見舞金受給者数（各年度3月31日現在）
 ※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率
 ※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
指定難病見舞金受給者（人）	138	108	108	118	129
小児慢性特定疾病医療費受給者（人）	16	13	10	11	10

資料：福祉班調べ（各年度3月31日）

第2節 酒々井町第4次酒々井町障がい者計画策定に伴うアンケート調査結果

1 目的

第4次酒々井町障がい者計画の策定にあたり、障がい者施策のあり方を具体的に明示し、町民の協力と参加のもと、必要な施策を体系的・総合的に推進するために、町民の皆様より障がい者支援に関するご家庭の実情やニーズ、ご意見等の把握を行うためのアンケート調査を実施しました。

2 調査期間

令和4年8月17日（水）～ 令和4年9月2日（金）

3 調査対象者

- ①無作為に抽出した障害者手帳の交付を受けていない町内在住の20歳以上の人（以下「障がいをもっていない住民」という。）
- ②各種障害者手帳所持者、自立支援医療費（精神通院医療）受給者及び指定難病見舞金受給者（以下「障がいのある人」という。）

4 配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
①障がいのある人	939	465	49.5%
②障がいをもっていない住民	200	70	35.0%

※・図表中の「N」は集計対象者数を表しています。

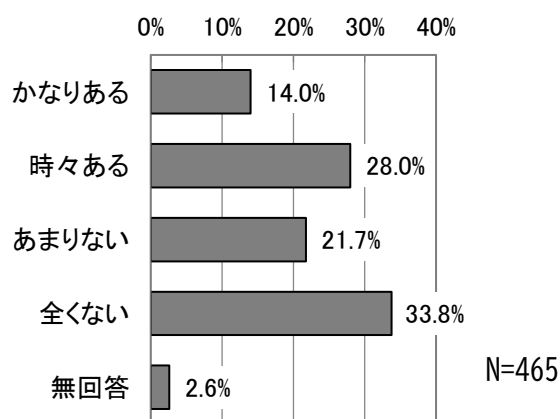
- ・回答の構成比は少数第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはなりません。
- ・質問に対して2つ以上回答できる複数回答の設問については、割合（%）の合計が100%を超える場合があります。



5 障がいのある人調査結果概要

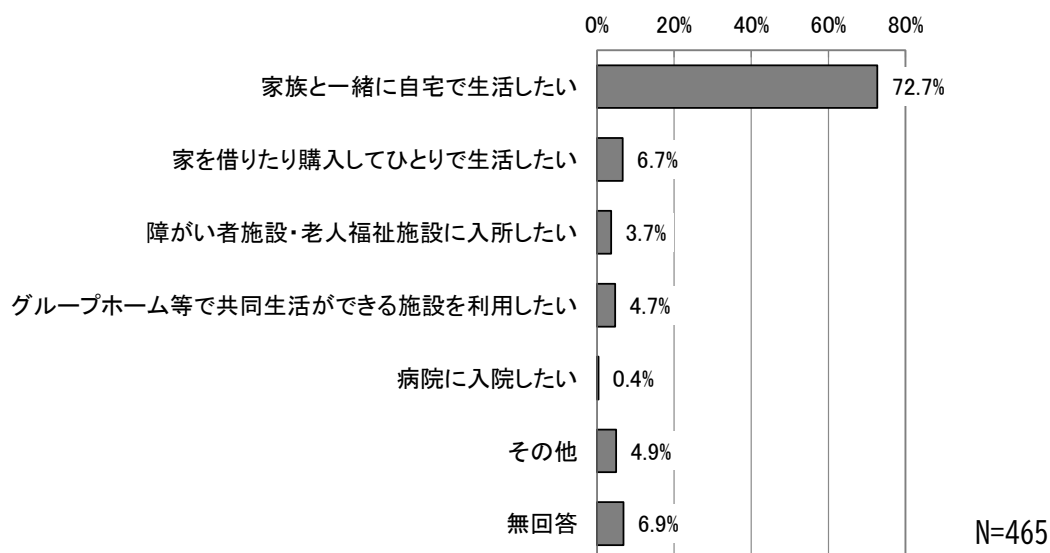
(1)あなたは、コミュニケーションに不安を感じることはありますか。(1つに○)

コミュニケーションに不安を感じることはあるかについては、「かなりある」(14.0%)、「時々ある」(28.0%)を合わせた『ある(計)』が42.0%となっていて、「あまりない」(21.7%)、「全くない」(33.8%)を合わせた『ない(計)』が55.5%となっています。



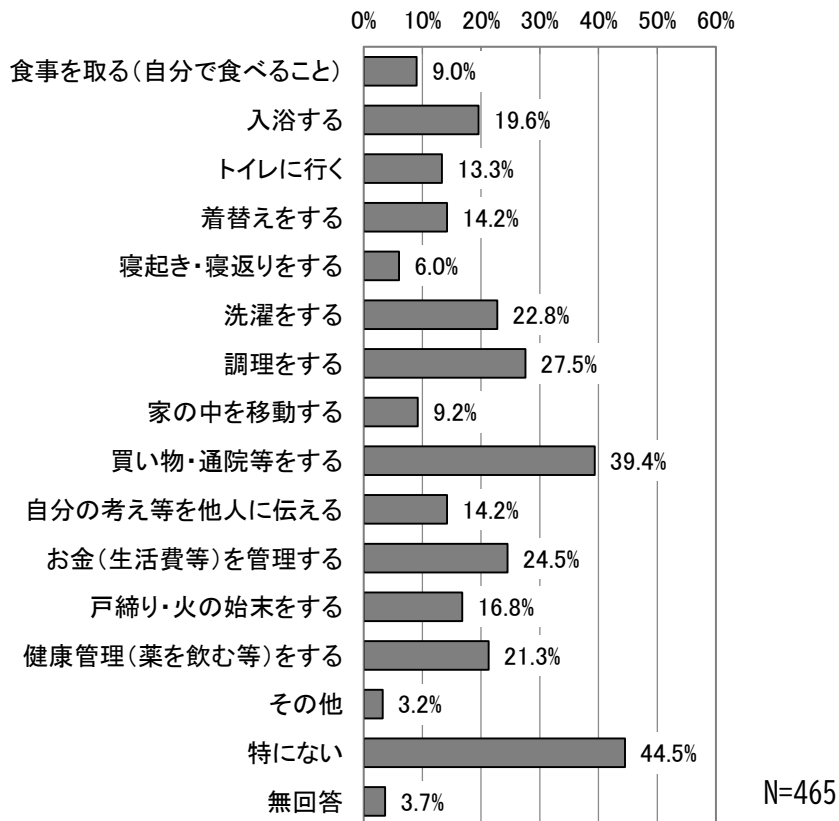
(2)今後、暮らしたい生活の場はどのようなものですか。(1つに○)

今後、暮らしたい生活の場については、「家族と一緒に自宅で生活したい」が72.7%と最も多く、次いで「家を借りたり購入してひとりで生活したい」が6.7%、「グループホーム等で共同ができる施設を利用したい」が4.7%となっています。また、「その他」が4.9%となっています。



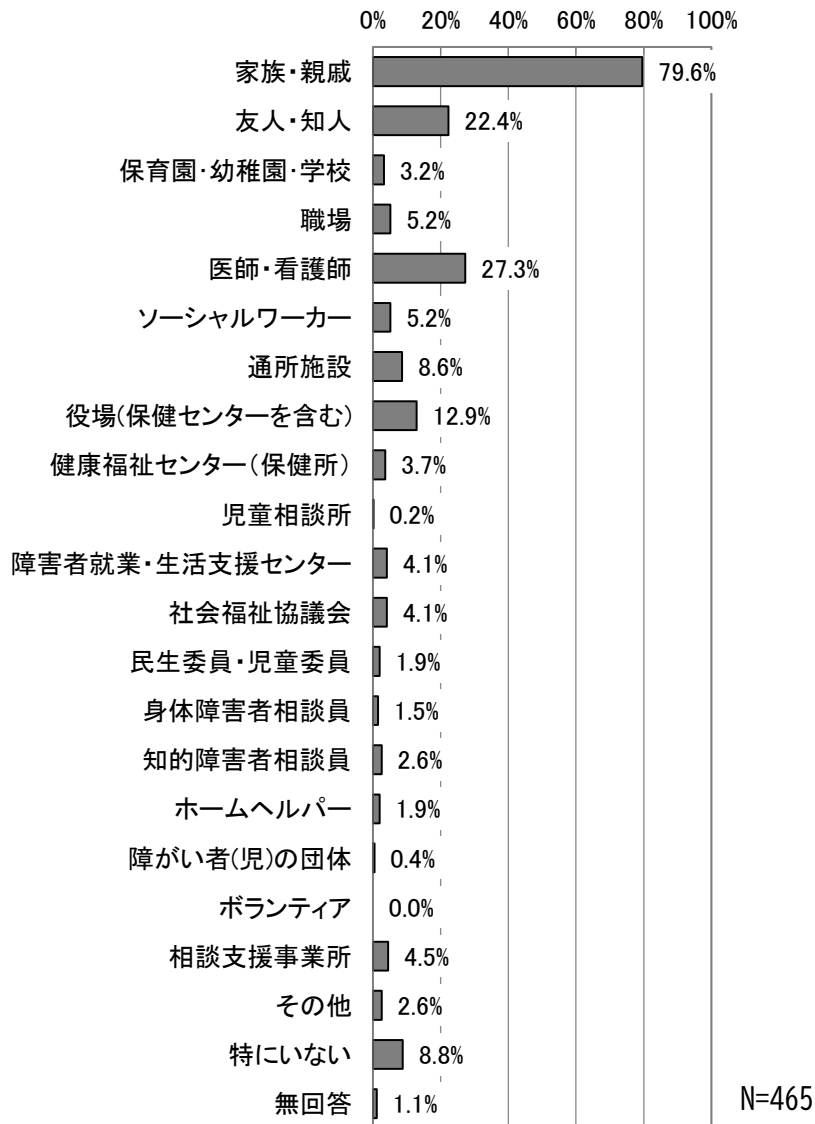
(3) 毎日の生活の中でどのような場合に介助が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

毎日の生活の中でどのような介助が必要かについては、「特にない」が44.5%と最も多く、次いで「買い物・通院等をする」が39.4%、「調理をする」が27.5%となっています。



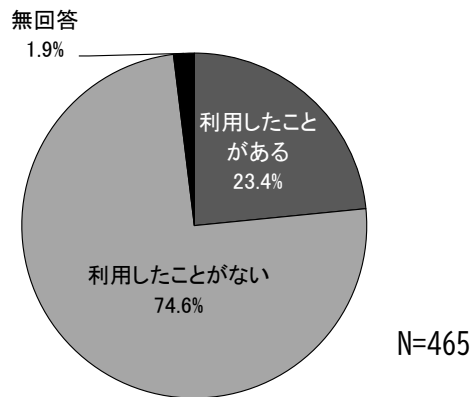
(4)あなたが悩みや困ったことを相談するのは誰(どこ)ですか。(あてはまるものすべてに○)

悩みや困ったことを相談する人(場所)については、「家族・親戚」が79.6%と最も多く、次いで「医師・看護師」が27.3%、「友人・知人」が22.4%となっています。



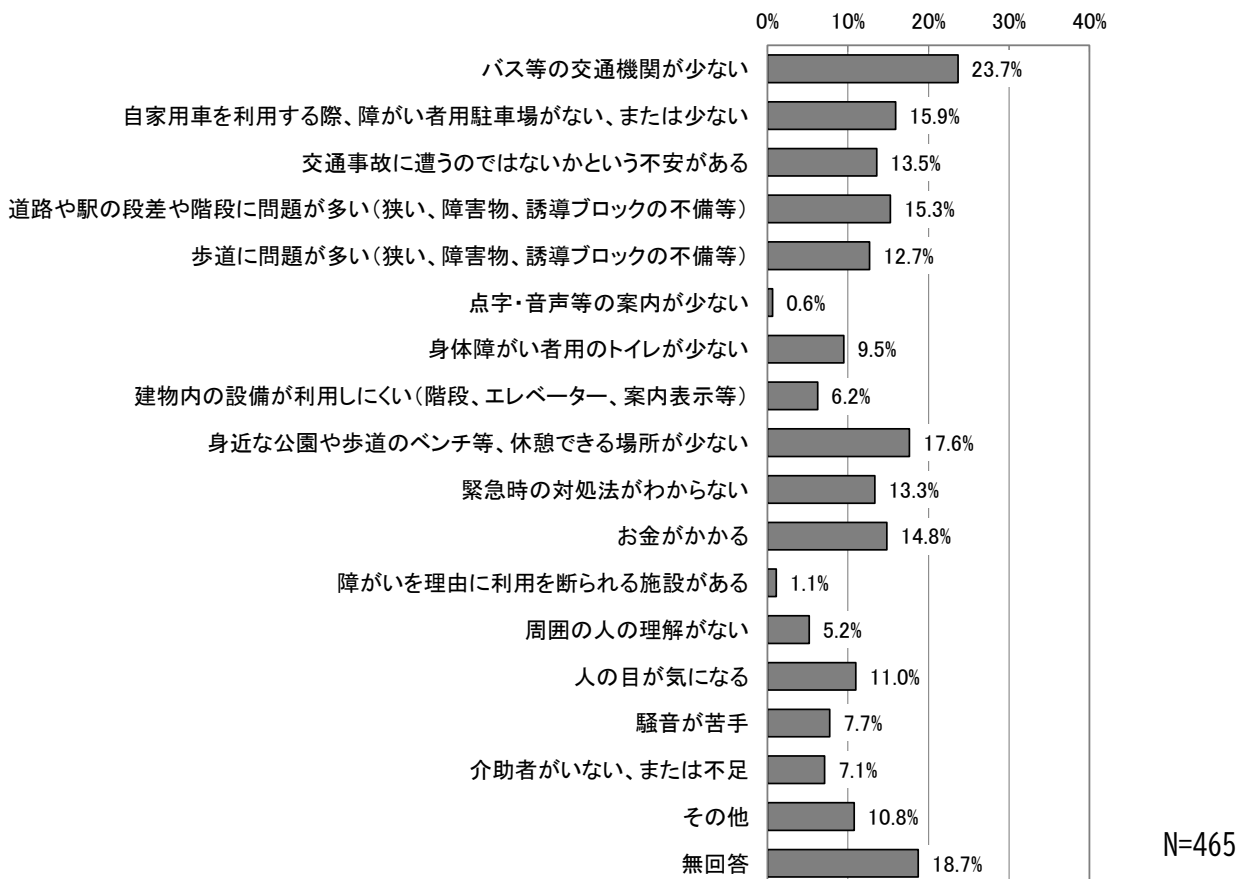
(5)あなたは『すいふれ愛タクシー』を利用したことがありますか。(1つに○)

『すいふれ愛タクシー』を利用したことがあるかについては、「利用したことがある」23.4%に対し、「利用したことがない」が74.6%となっています。



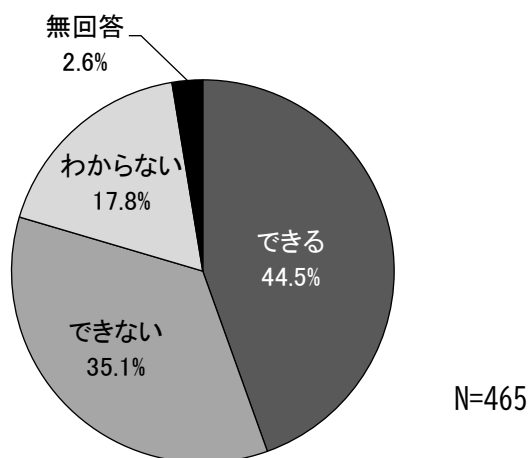
(6)外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出のとき、不便に感じたり困ることについては、「バス等の交通機関が少ない」が23.7%と最も多く、次いで「身近な公園や歩道のベンチ等、休憩できる場所が少ない」が17.6%、「自家用車を利用する際、障がい者用駐車場がない、または少ない」が15.9%となっています。



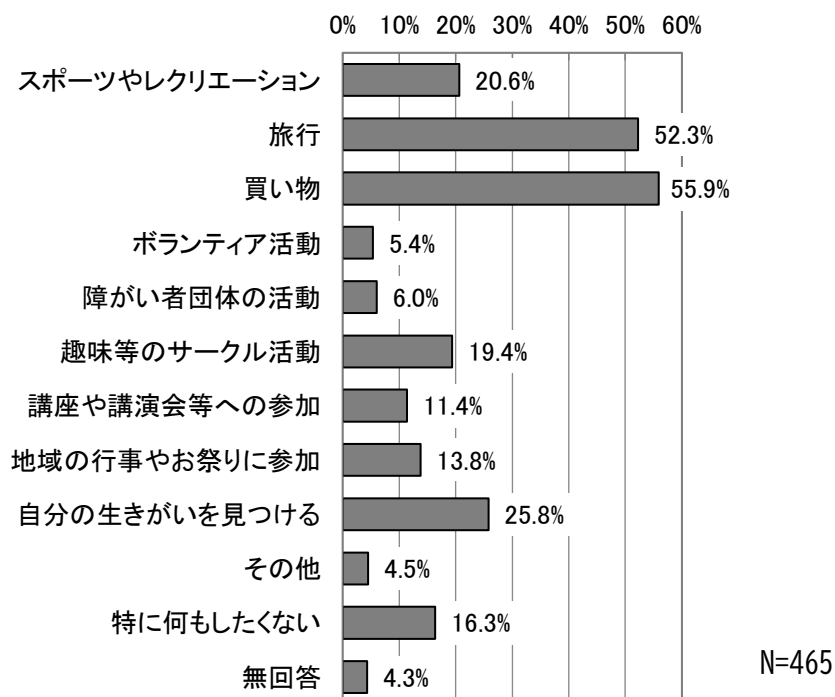
(7)地震や洪水等の災害が発生した場合、あなたは一人で避難することができますか。(1つに○)

災害が発生した場合、一人で避難することができるかについては、「できる」が 44.5%に対し、「できない」が 35.1%となっています。また、「わからない」が 17.8%となっています。



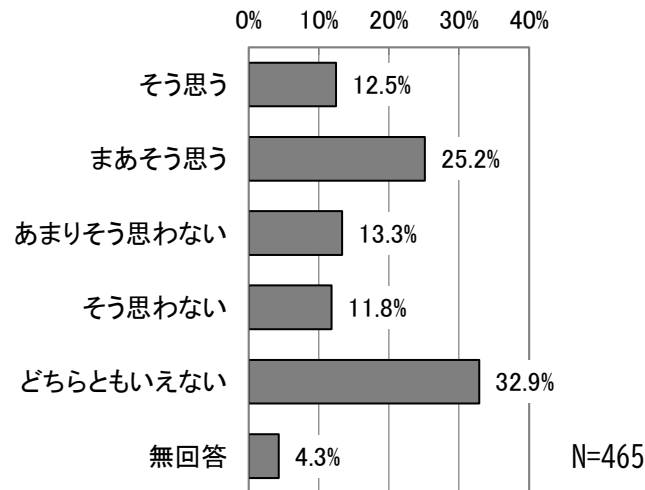
(8)あなたはこれからどのようなことをしたいと思いますか(継続する活動も含みます)。(あてはまるものすべてに○)

これからどのようなことをしたいと思うかについては、「買い物」が 55.9%と最も多く、次いで「旅行」が 52.3%、「自分の生きがいを見つける」が 25.8%となっています。



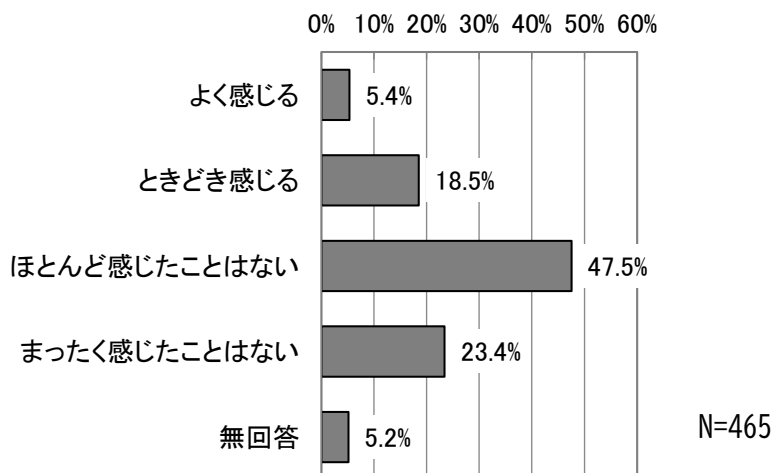
(9)酒々井町は、障がいのある方にとって住みやすいまちだと思いますか。(1つに○)

酒々井町は、障がいのある方にとって住みやすいまちだと思うかについては、「そう思う」(12.5%)、「まあそう思う」(25.2%)を合わせた『思う(計)』が37.7%となっていて、「あまりそう思わない」(13.3%)、「そう思わない」(11.8%)を合わせた『思わない(計)』が25.1%となっています。また、「どちらともいえない」が32.9%となっています。



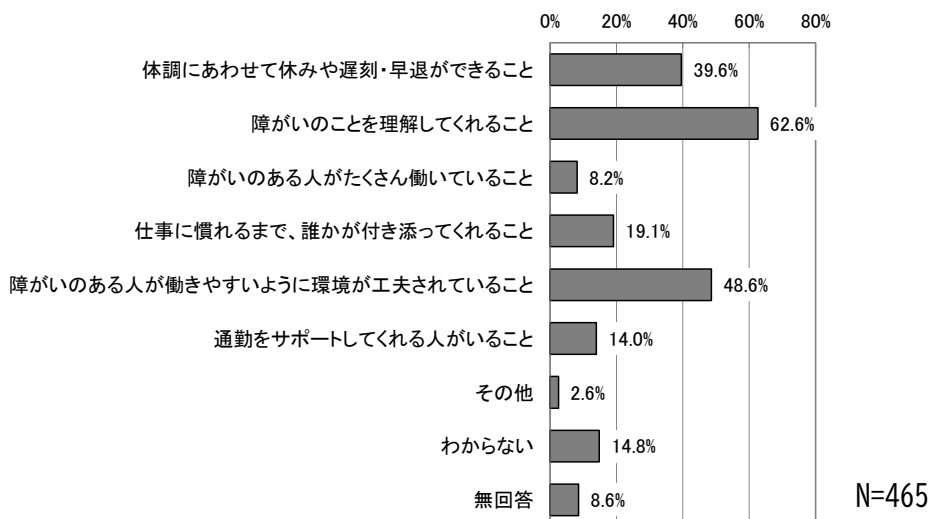
(10)日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。(1つに○)

日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じることはあるかについては、「よく感じる」(5.4%)、「ときどき感じる」(18.5%)を合わせた『感じる(計)』が23.9%となっていて、「ほとんど感じたことはない」(47.5%)、「まったく感じたことはない」(23.4%)を合わせた『感じたことはない(計)』が70.9%となっています。



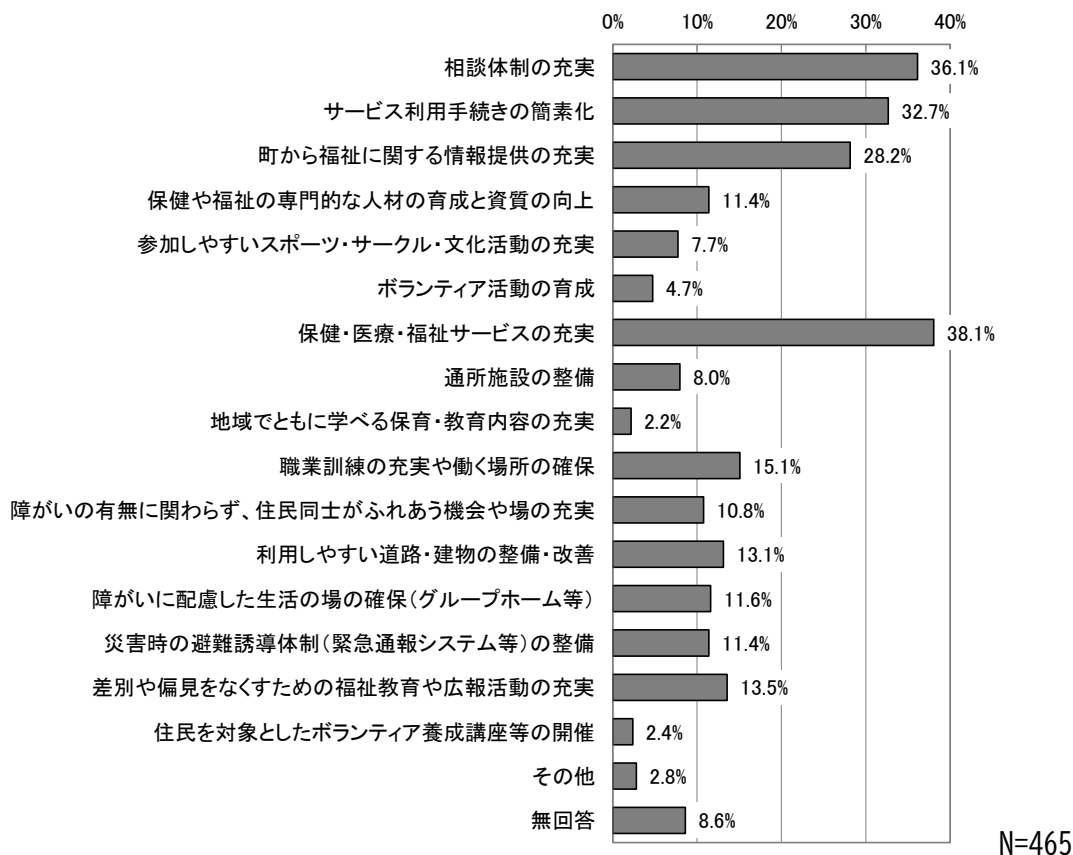
(11)障がいのある方が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

障がいのある方が働くために必要なことについては、「障がいのことを理解してくれること」が62.6%と最も多く、次いで「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」が48.6%、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」が39.6%となっています。



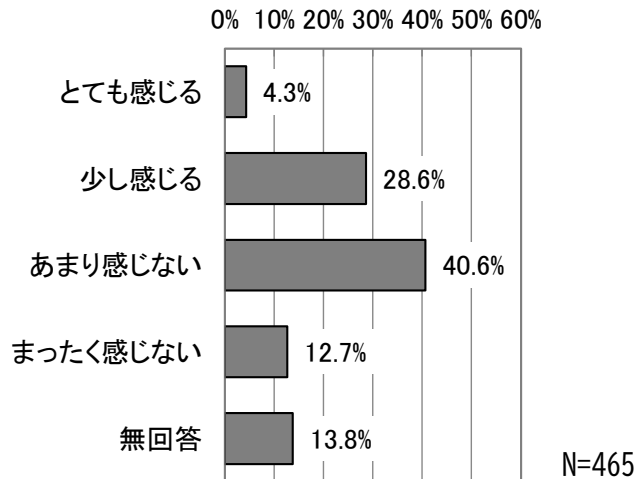
(12) 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。(3つまで○)

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、必要なことについては、「保健・医療・福祉サービスの充実」が38.1%と最も多く、次いで「相談体制の充実」が36.1%、「サービス利用手続きの簡素化」が32.7%となっています。



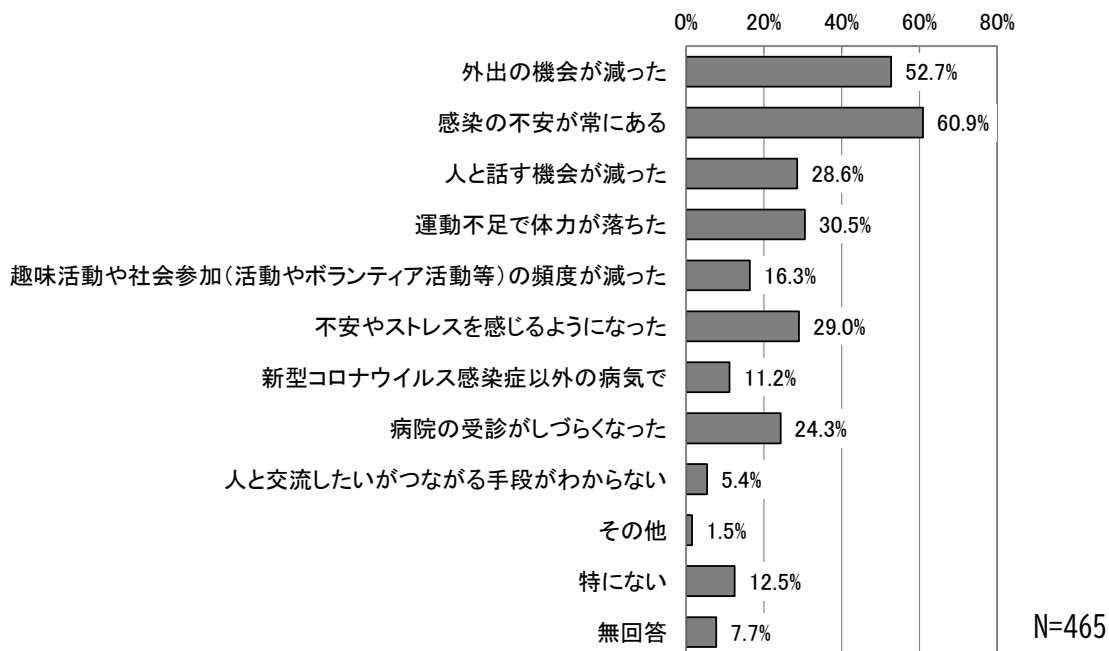
(13) あなたは、地域の方に対して障がいのある人への理解が深まっていると感じますか。
(○は1つだけ)

地域の方の障がいのある人への理解が深まっていると感じるかについては、「とても感じる」(4.3%)、「少し感じる」(28.6%)を合わせた『感じる(計)』が32.9%となっていて、「あまり感じない」(40.6%)、「まったく感じない」(12.7%)を合わせた『感じない(計)』が53.3%となっています。



(14) 新型コロナウイルス感染症（COVID19）の流行によって困っていることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

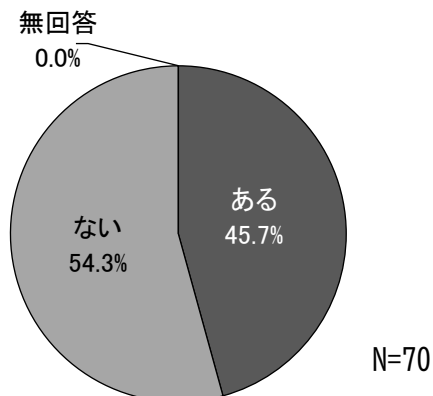
新型コロナウイルス感染症の流行によって困っていることについては、「感染の不安が常にある」が60.9%と最も多く、次いで「外出の機会が減った」が52.7%、「運動不足で体力が落ちた」が30.5%となっています。



6 障がいをもっていない住民調査結果概要

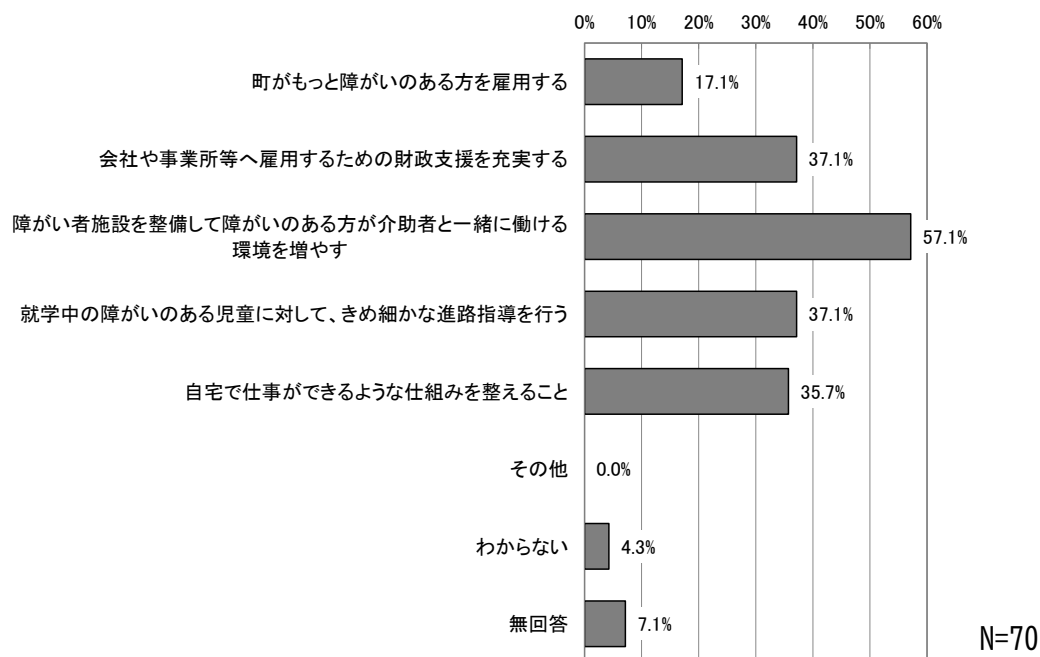
(1)あなたは、今までに障がいをもった方と行動を共にしたことがありますか。(1つに○)

今までに障がいをもった方と行動を共にしたことがあるかについては、「ある」が 45.7%に対し、「ない」が 54.3%となっています。



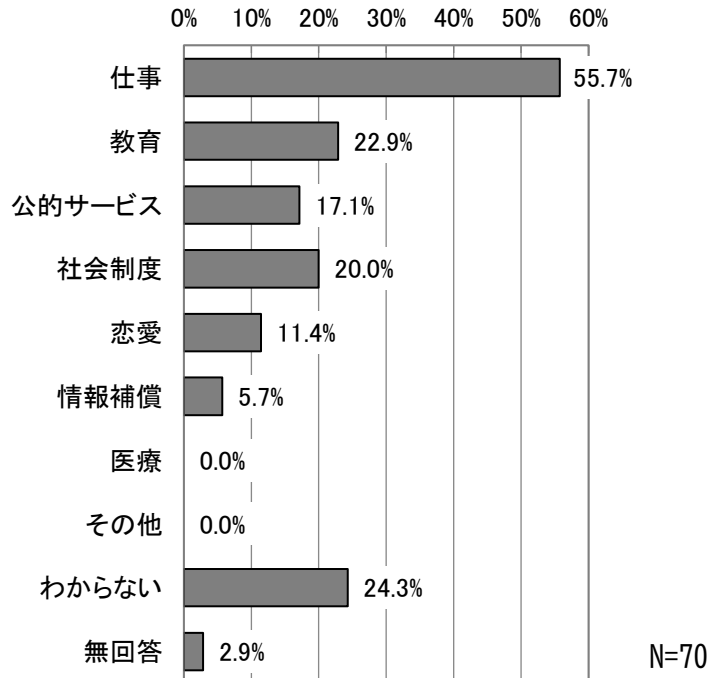
(2)障がいのある方がもっと働けるようにするためには、どうすればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

障がいのある方がもっと働けるようにするためには、どうすればよいと思うかについては、「障がい者施設を整備して障がいのある方が介助者と一緒に働ける環境を増やす」が 57.1%と最も多く、次いで「会社や事業所等へ雇用するための財政支援を充実する」、「就学中の障がいのある児童に対して、きめ細かな進路指導を行う」がともに 37.1%、「自宅で仕事ができるような仕組みを整えること」が 35.7%となっています。



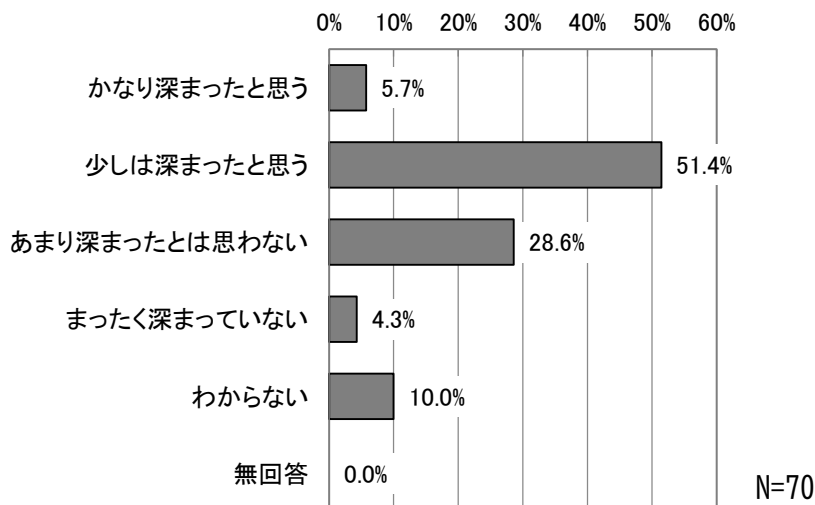
(3)あなたは、障がいのある方が、差別や権利侵害、偏見を受けていると感じたことはありませんか。それは具体的にどのような場面ですか。(あてはまるものすべてに○)

障がいのある方が、差別や権利侵害、偏見を受けていると感じる具体的な場面については、「仕事」が55.7%と最も多く、次いで「わからない」が24.3%、「教育」が22.9%となっています。



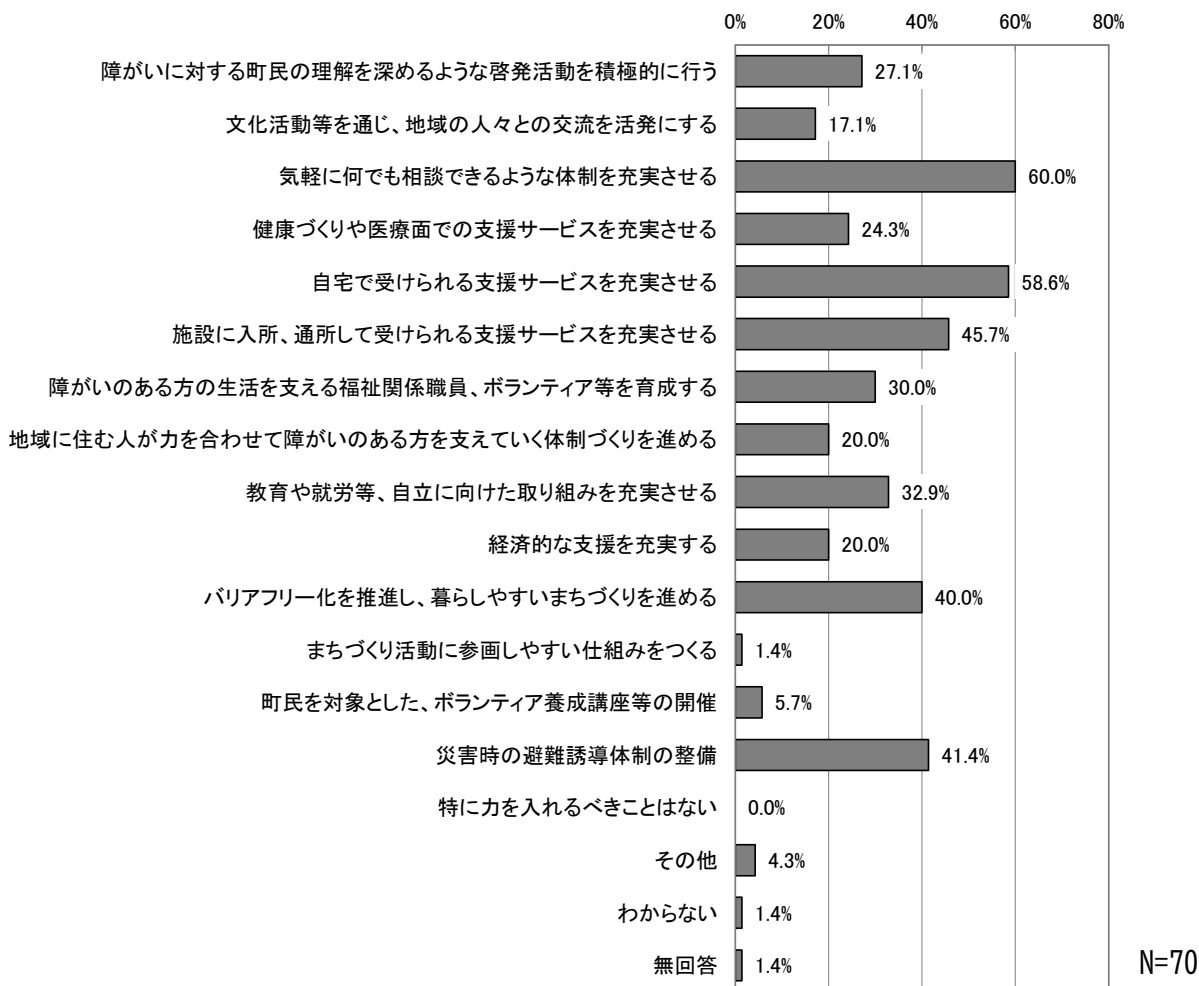
(4)社会全体で障がいのある方への理解が以前より深まったと感じますか。(1つに○)

社会全体で障がいのある方への理解が以前より深まったと感じるかについては、「かなり深まったと思う」(5.7%)、「少しは深まったと思う」(51.4%)を合わせた『深まったと思う(計)』が57.1%となっていて、「あまり深まったとは思わない」(28.6%)、「まったく深まっていない」(4.3%)を合わせた『深まっていない(計)』が32.9%となっています。また、「わからない」が10.0%となっています。



(5)酒々井町が障がいのある方への施策を進める上で、特にどのような事が必要だとお考えですか。(5つまで○)

酒々井町が障がいのある方への施策を進める上で、特に必要なことについては、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」が 60.0%と最も多く、次いで「自宅で受けられる支援サービスを充実させる」が 58.6%、「施設に入所、通所して受けられる支援サービスを充実させる」が 45.7%となっています。



第3節 現状からみた酒々井町の課題

第1節「障がいのある人等の動向」から第2節の「酒々井町第4次酒々井町障がい者計画策定に伴うアンケート調査結果」を考察した結果、本町において障がい者施策を進めるうえで主要な課題を、次の7つの項目に整理しました。

1 理解と交流について

アンケート調査の結果によると、「地域の方に対し、障がいのある人への理解が深まっていると思うか」という設問で、半数以上の方が「あまり感じない」、「まったく感じない」と回答しています。障がいのある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある人や特別支援教育への理解の促進を図る必要があります。

また、「障害者差別解消法」の認知度に関しては、約7割の人が「名前も内容も知らなかった」と回答しているため、「障害者差別解消法」の周知を徹底するとともに、同法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮についても実施していく必要があります。

2 保健・医療について

アンケート調査の結果によると、「障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」として、「保健・医療・福祉サービスの充実」という回答が第1位となっています。

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するための「早期発見体制」は必要不可欠であり、健康づくりへの支援はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していく必要があります。

3 療育・教育について

療育・教育については、母子保健施策との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育の仕組みや、教育分野との連携を図ったうえで、身近な地域で、どの障がいにも対応できるサービスが提供され、特性に応じた支援が継続的に行われるよう体制を整備する必要があります。

4 雇用・就労について

アンケート調査の結果によると、「常勤で仕事をしている人」は13.5%、「パートやアルバイトをしている人」は10.1%にとどまっています。また、「障がいのある人が働くために必要なこと」としては、「障がいのことを理解してくれること」が最も多く、次いで「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」となっていることから、障がいのある人が働きやすい環境整備に向けた啓発や事業所への障がい者雇用の呼びかけを行う必要があります。

5 余暇活動・社会参加について

障がいのある人の自立や生きがいを高めるためには、趣味やスポーツを楽しむことや、グループでの活動が大切です。

アンケート調査の結果によると、「1年以内の活動」として、約2割の人が「特に何もしていない」と回答しており、余暇活動や社会参加についての環境整備、情報や活動機会を積極的に提供していく必要があります。

6 生活環境について

アンケート調査の結果によると、「外出の際に困ること」では、「バス等の交通機関が少ない」、「身近な公園や歩道のベンチ等、休憩できる場所が少ない」という回答が多くなっており、「道路や駅の階段に問題が多い（狭い、障害物、誘導ブロックの不備等）」という回答も上位を占めています。また、「災害時の自力避難の可否」では「自力で避難できない」と回答した人が35%います。

さらに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の認知度では76.8%の人が「名前も内容も知らなかった」としています。

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりには、道路や公共施設等のバリアフリー化や災害時における障がいのある人の避難対策、差別や偏見といった心のバリアフリー化を進め、障がいのある人や高齢者など弱者の立場に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

7 地域生活支援について

アンケート調査の結果によると、「悩みや困ったことについての相談先」では、「家族・親族」が最も多く、「医師・看護師」という回答が続いています。一方、「相談支援事業所」、「障害者就業・生活支援センター」、「社会福祉協議会」と回答した人は5%以下となっていることから、周知を徹底し、相談窓口の認知度を向上していく必要があります。

また、「今後利用したい障がい福祉サービス」としては、「居宅介護」が最も多く、「自立支援医療制度」、「生活介護」、「計画相談支援」が続いており、障がい福祉サービスのサービス量の確保・制度の周知を行い、利用促進に努める必要があります。

第3章 計画の理念・取り組み方針

第1節 基本理念

国際障害者年において、掲げられた目標テーマは「完全参加と平等」で、現在でも障がい者福祉の究極のテーマであるといえます。これは、「障害のある人も、障害のない人と同じ権利をもち、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが等しく社会に参加する」ということです。この目標を実現するためには、一人一人の人格と個性を尊重し支えあう社会を構築することが必要です。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

本町における最上位計画である「酒々井町総合計画（基本構想・前期基本計画）」（令和4年3月）では、将来都市像である「人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井」の実現を目指し、7つの基本目標を掲げ、障がいのある人の生活を支援するため、医療、介護、教育、就労など、各種サービスの充実に取り組んでいます。

本計画は、総合計画の「保健・福祉・子育て」の基本目標である「誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり」を踏まえ、基本理念を総合計画の「障がい者（児）福祉」分野の目指すべき町の姿である「障がい者（児）への理解が進んだ環境の下で、障がいのある人が地域の一員として社会参加できるまち」とし、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

基本理念

**障がい者（児）への理解が進んだ環境の下で、
障がいのある人が地域の一員として社会参加できるまち**

第2節 施策の方針

1 ノーマライゼーションのまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解するために、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのために、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と、地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など、住民がノーマライゼーションの理念を正しく理解できる取り組みの一層の充実を図ります。

また、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図るとともに、共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障がいのある人等の活動の制限や、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、企業や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての普及啓発に努めます。

2 地域生活を支える仕組みづくり

健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みや、障がいの原因となりやすい生活習慣病の予防、健康づくりの推進、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備などを図り、障がいのある人が安心して生活していけるよう努めます。

妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実にも努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進める必要があります。

また、相談支援を充実させるとともに、障がい福祉サービスについては、地域で生活するための住宅の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な量のサービスが受けられるよう対応していく必要があります。

3 自立に向けた体制支援づくり

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた障がいのある人の雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図るとともに、障がいのある人の社会参加を促進する事業を充実させる必要があります。

障がいのある人の雇用や就業を促進するためには、障がいのある人自身の職業能力の開発を支援し、事業主や一般社会への障がい者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

また、障がいのある人の社会参加を推進するためには、子どものころからの教育も重要となります。一人一人の能力を伸ばすため、各ライフステージに応じたきめ細かな支援が必要であることから、保育や教育環境の充実を図ります。

さらに、障がいのある人の生活能力の向上を図るとともに、障がい者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼ

ーションの理念の浸透に向けて取り組みます。

4 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくためには、障がいのある人の日常生活を支援する体制を整備するとともに充実させる必要があります。

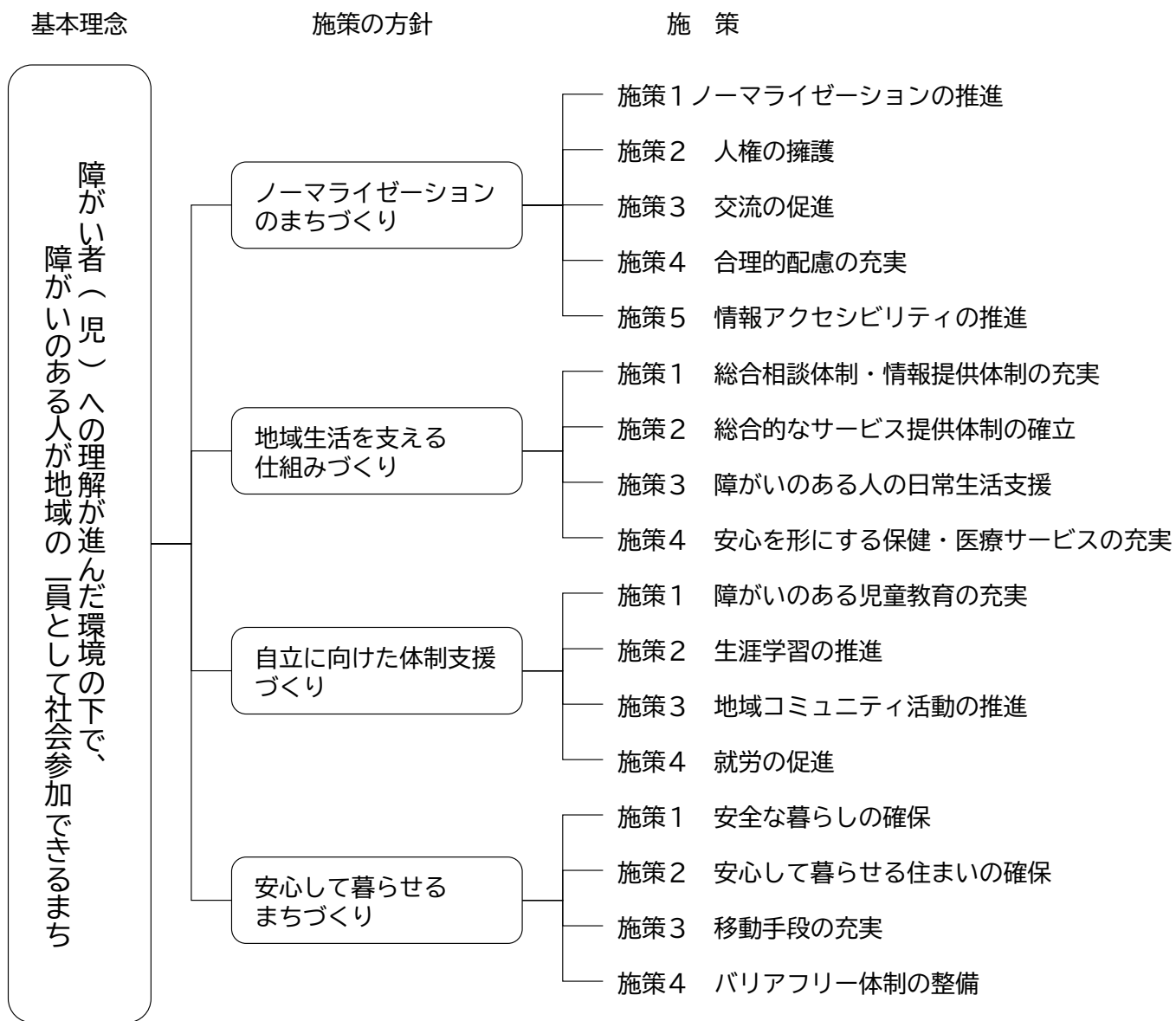
誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の障がいのある人に対する理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害発生時に備えて、地域における見守り活動を推進するとともに、避難行動要支援者台帳や福祉避難所を整備し、災害時における障がいのある人の支援体制を構築します。



第3節 施策の体系

本計画の体系は、以下のとおりです。



第4節 本計画におけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す7つの取り組み目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、住民の最善の利益が実現される社会を目指します。

第4次 酒々井町障がい者計画におけるSDGsの取り組み

目標 (Goal)	目標到達に向けた取り組みの方向性
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう 全ての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組めます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、住民の健康状態の維持・確保に取り組めます。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育をみんなに確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組めます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい生活ができるような環境づくりに取り組めます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組めます。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めます。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築します。</p>

第4章 基本計画

第1節 ノーマライゼーションのまちづくり

施策1 ノーマライゼーションの推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

「第4次酒々井町障がい者計画策定に伴うアンケート調査結果（以下、アンケート調査結果という。）では、「共生社会」について、「知っている」と回答した人は、障がいのある人アンケート調査で20.2%の回答でした。また、障害者差別解消法の認知度（名前も内容も知っている）は、障がいをもっていない人アンケート、障がいのある人アンケート共に約1割に留まっています。

共生社会の実現のためには「心の壁」の除去が必要であり、障がいや障がいのある人についての理解を深めるための積極的な周知を行う等、さらにノーマライゼーションを推進していく必要があります。

また、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育を推進し、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、障がいのある人に対する理解を深めていく必要があります。

【主要施策】

1. 啓発・広報活動の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	広報手段の充実	「広報ニューすい」や「町ホームページ」をはじめ、関係機関や関係団体が発行する各種広報や SNS 等を活用し、「障がいのある人」に対する町民一人一人の理解と認識を深めます。	企画財政課 健康福祉課
2	啓発・広報イベント等交流事業の充実	障害者基本法で定められた「障害者週間」（12月3日～12月9日）など、機会をとらえながら、関係機関や関係団体との連携のもと、町民参加による啓発のための各種行事・イベントの開催に努めます。	企画財政課 健康福祉課

2. 福祉教育の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	学校教育における福祉教育の充実	将来を担う児童生徒に障がいのある人への正しい理解を深め、福祉の心を育むため、人権教育を通して福祉教育の充実や交流及び共同学習の推進、人権・同和教育推進校指定による実践的な活動の機会づくりなどに努めます。	学校教育課
2	生涯学習における福祉教育の充実	障がいのある人に対する町民の正しい理解と認識を深められるよう、人権教育セミナーの実施など生涯学習における福祉教育の充実を図ります。	生涯学習課

施策2 人権の擁護

【現状と課題】

共生社会の実現に向け、すべての町民が障がいや障がいのある人について理解し、障がいを理由とする差別の解消の取り組みを推進していく必要があります。

アンケート結果によると、日常生活における差別や偏見、疎外感では、23.9%の人が「感じる」と回答しており、4人に1人が感じると回答しています。また、「成年後見制度の認知度（名前も内容も知っている）」は約3割となっています。

今後も、虐待事案を未然に防止できるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し虐待防止に努め、人権擁護の視点から支援体制を整備していくことが必要です。

また、権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことです。

こうした「権利擁護」の問題は、支援が必要な人の増加により、その需要に対応する体制の整備が求められています。障がいのある人の権利を守るために、関係機関との連携を強化するとともに、成年後見制度等の適切な利用を促進していく必要があります。

【主要施策】

1. 人権意識の啓発

番号	施策名	施策内容	担当課
1	人権意識の啓発	広報や啓発パンフレットなどを通じて広く人権擁護に関する啓発に努めるとともに、学校教育、生涯学習など多くの機会をとらえて人権教育の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課 健康福祉課

2. 権利擁護の推進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	障がいのある人の選挙権の保障	障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙において必要な環境整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めます。	選挙管理委員会
2	人権問題に関する相談体制の充実	障がいのある人の人権に関し人権擁護委員による相談体制を充実し、利用を促進します。	健康福祉課
3	成年後見制度の周知	意思表示の困難な障がいのある人にかかわる権利擁護のため、成年後見制度の周知や制度利用のための、相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
4	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の周知	障がいのある人への誤解や偏見をなくし、障がいのある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し千葉県が制定した、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の町民への周知を図るとともに、県と歩調を合わせながら、障がいのある人に対する差別等の防止に努めます。	健康福祉課
5	虐待時の対応のための体制整備	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉、医療、司法に関する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備に努めます。	健康福祉課



施策3 交流の促進

【現状と課題】

障がいのある人となない人との交流活動は、お互いがそれぞれのライフスタイルや価値観を認めあい、相互理解を深める上で極めて大切です。

アンケート調査結果では、「地域での理解が深まっている（とても感じる+少し感じる）」と回答した人は3割以上となっており、「深まっていると感じる理由」については、「適切な援助が得られるようになった」、「援助を頼みやすくなった」という回答が多くなっています。

しかし、依然として「地域での理解が深まっていない（あまり感じない+まったく感じない）」という回答も 26.5%あります。「共生社会」を実現するためには障がいのある人に対する地域の理解と協力が必要となるため、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための積極的な周知を行う必要があります。

また、障がいのある人に対する理解を促進するため、交流の機会を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育の推進や、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、障がいのある人に対する理解を深めていく必要があります。

【主要施策】

1. 交流事業の推進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	交流事業の推進	障がいのある人への理解を深め、その積極的な社会参加を促進するため、スポーツ、音楽、文化、趣味などオンラインの活用を含め多様な交流機会の提供に努めます。	生涯学習課 健康福祉課

2. 交流教育の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	交流教育の充実	障がいについての理解を深めるために、学校教育においては特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒との交流や特別支援学校の児童生徒との交流を教育活動の一環として進めます。	学校教育課

3. 障がい者団体の育成と相互交流の促進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	障がい者団体の育成と相互交流の促進	障がいのある人の社会参加と自立を支援するため、各種障がい者団体の育成に努めるとともに、団体相互の交流を促進します。	健康福祉課

施策4 合理的配慮の充実

【現状と課題】

「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には障がいのある人に対する合理的配慮が義務化され、令和3年5月からは民間事業者にも義務づけられました。

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁の除去のための合理的配慮はとても重要な取り組みです。

アンケート調査結果では、「合理的配慮の認知度（言葉だけは知っている、内容まで知っている）」は、障がいをもっていない人アンケートで約4割となっています。

また、障がいのある人アンケートにおいて「合理的配慮が必要な場面」として、「肢体不自由な方が自力で移動できない場所に、スロープなどを設置する。」という回答が最も多く、次いで「疲労や緊張が大きい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間等を調整する。」となっています。

今後も、障がいのある人にとっての日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮の提供」に関する知識の普及・啓発に取り組む必要があります。

【主要施策】

1. 合理的配慮の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	合理的配慮の推進	「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針を踏まえ、必要な対応に取り組めます。	関係課

施策5 情報アクセシビリティの推進

【現状と課題】

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人などは、情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障がいのある人が迅速かつ的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となります。

アンケート調査結果では、「コミュニケーションに不安（かなりある+時々ある）がある」という人は4割以上となっており、コミュニケーションの配慮が必要（かなりある+少しある）がある」という回答も4割以上となっています。

また、福祉サービスに関する情報の入手先としては、「町や県の広報、パンフレット」という回答が3割以上、「役場窓口」という回答が約3割あります。

今後は、障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

また、今後も、障がいのある人や高齢者を含む誰もが利用しやすくなるよう、日本工業規格（JIS X 8341-3:2016）に準拠し、ウェブアクセシビリティの向上に努める必要があります。

【主要施策】

1. 情報アクセシビリティの推進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	町ホームページの充実	町ホームページの掲載情報の充実を図るとともに、機能性の向上を図ります。	総務課
2	福祉サービスにかかわる情報提供の充実	障害者自立支援法の施行により、障がいのある人にかかわるサービスや制度が大きく変わったことから、引き続き積極的な情報提供を行っていきます。	健康福祉課
3	広報手段の充実（再掲）	「広報ニューすい」や「町ホームページ」をはじめ、関係機関や関係団体が発行する各種広報や SNS 等を活用し、「障がいのある人」に対する町民一人一人の理解と認識を深めます。	企画財政課 健康福祉課

第2節 地域生活を支える仕組みづくり

施策1 総合相談体制・情報提供体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、生活のあらゆる場面において、いつでもだれでも相談できることが重要となります。

アンケート調査結果では、「障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」として、「相談体制の充実」という回答が第2位となっています。

また、「相談しやすい体制をつくるために必要なこと」として、「信頼できる相談者がいる」という回答が最も多く、次いで「曜日・時間に関係なく、相談に応じてくれる」、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」と続いています。

障がいのある人などが広範な分野にわたる相談が気軽にできるよう、総合的な相談体制の整備を行っていくことが必要です。

【主要施策】

1. 相談体制の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	広報ニューしすいの情報内容の充実	町民にとって、障がい者福祉の重要な情報源となっている広報ニューしすいの情報内容の一層の充実を図っていきます。	企画財政課
2	情報共有体制の強化	町及び関係機関、サービス事業者などの連携により、関係機関による情報の共有化を図り、必要な情報がどこでも入手できる体制の整備に努めます。	健康福祉課
3	相談支援事業の機能強化	障がいのある人やその家族などがいつでも気軽に相談を受けられるよう酒々井町自立支援協議会による地域障害福祉相談支援事業を強化し、広域的なネットワークを生かし困難事例に対する協議調整など、障がい福祉に関する総合的・専門的相談事業の充実と周知を図るとともに、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員など身近な相談窓口の活用を図っていきます。	健康福祉課
4	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのある人に対し、手話通訳者又は要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援を行います。	健康福祉課

施策2 総合的なサービス提供体制の確立

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して心豊かに生活できるよう支援し、そのライフステージや障がいに応じて生活のあらゆる場面で、必要なときに必要なサービスを自己の選択によって受けることのできる総合的な条件整備を進めることは、障がいのある人の「主体性・自立性」を確保していく上で重要です。

アンケート調査結果では、「障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」として、「保健・医療・福祉サービスの充実」という回答が最も多くなっています。

また、障がいをもっていない人アンケートでは、「障がいのある人を支援するボランティアへの参加」では、「機会や時間があれば参加したい」という回答が6割となっています。

今後は、障がいのある人が年齢や障がい種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、総合的なサービス提供体制を確立していくことが必要です。

さらに、団体等と連携し、必要な配慮や相談支援、人材育成、環境整備を行い、町民各層によるボランティア活動を支援していくことも重要です。

【主要施策】

1. 専門人材の確保

番号	施策名	施策内容	担当課
1	専門人材の確保	障がいのある人の福祉・保健・医療にかかわるニーズに適切に対応できるよう、民間の専門機関などの積極的な活用を図り、必要な専門人材の確保に努めます。	健康福祉課

2. ボランティアの育成・確保

番号	施策名	施策内容	担当課
1	ボランティアの育成・確保	①障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、社会福祉協議会などを中心にボランティアの協力を求めるとともに、教育分野とも連携を図りながら町民各層のボランティア活動を育成支援するため、手話講座などボランティア研修機会の充実や情報提供を図ります。	健康福祉課
		②ボランティアコーディネーターの確保や各種ボランティア講座の充実等、社会福祉協議会の充実を支援し、町民主体の多様なボランティア活動の育成に努めます。	学校教育課 健康福祉課

施策3 障がいのある人の日常生活支援

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障がいのある人のニーズや障がいの特性に応じた障がい福祉サービスが提供されることが重要であり、そのためには近隣市町との情報共有も必要です。今後、障がい福祉サービスの提供は、「第7期酒々井町障がい福祉計画」及び「第3期酒々井町障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）により推進していくことが必要です。

アンケート調査結果では、「今後利用してみたいサービス」として、「居宅介護（ホームヘルプ）」が最も多く、「自立支援医療制度」、「生活介護」が続いています。

障がい福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」及び、障がいのある児童のサービスである「障がい児福祉サービス」があります。

近い将来、障がいのある人や介護者の高齢化にともない各種福祉サービスの需要が増加すると見込まれます。また、障がいのある児童を抱える親にとって最大の心配事である「親なき後」の受け皿としてのグループホームの拡充が必要となります。

さらに、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施し、障がいのある人等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として実施しています。

今後も、障がいのある人等が、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業を効果的・効率的に実施していく必要があります。

【主要施策】

1. 障がい福祉サービスの充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	福祉サービスの充実	障がい福祉サービスを充実します。	健康福祉課

【障がい福祉サービス】

(1) 訪問系サービス

①居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助、介助等をします。
③同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時における移動の補助、介助等をします。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に介助や外出時の移動補助をします。
⑤重度障害者等包括 支援	常に介護を要する重度の障がいがあり、寝たきり等の状態で介護の必要性が高い人に居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中系サービス

①生活介護	常に介護を要する一定以上の障がいがあり、主に昼間に事業所で入浴、排せつ、食事等の介護や軽作業等の生産活動や創作活動の場を提供します。
②療養介護	医療と常に介護が必要な一定以上の障がいがあり、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護と日常生活上の世話をを行います。
③短期入所	介護を行う方の病気等の場合に、施設で短期間の入所を必要とする障がいのある方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
④自立訓練 (機能訓練)	身体障がいや難病等の方に対し、事業所で理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する支援を行います。
⑤自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対し、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する支援を行います。
⑥就労移行支援	就労を希望する65歳未満の方に対し、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
⑦就労継続支援 A型	企業等で働くことが困難な障がいのある方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
⑧就労継続支援 B型	企業等で働くことが困難な障がいのある方に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
⑨就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する費用の給付を行います。

(3) 居住系サービス

①施設入所支援	生活介護を受けている方、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている方で施設に入所しながら訓練等を実施する必要がある方に夜間施設において入浴、排せつ、食事の介護をします。
②共同生活援助 (グループホーム)	身体障がい(65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある方)、知的障がい、精神障がいのある方に夜間、共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助をします。
③自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や障がい福祉サービスの体験的な利用支援等の必要な支援を行います。
③地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

(5) 障がい児福祉サービス

①児童発達支援	未就学で障がいのある児童に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練等を行います。
②放課後等 デイサービス	就学中で障がいのある児童に授業終了後または学校が休みの日に生活能力向上のための訓練を継続的に提供し児童の自立を促進します。
③保育所等訪問支援	訪問支援員が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
④障害児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

2. 地域生活支援事業等の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	地域生活支援サービス等の充実	地域生活支援事業等を充実します。	健康福祉課

【地域生活支援事業等】

①相談支援事業	障がいのある方やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。
②成年後見制度利用 支援事業	障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする重度の知的障がいまたは精神障がいのある方で成年後見制度の利用が困難であると認められる方に支援します。
③意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいがあり、コミュニケーションに支障がある方を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
④日常生活用具 給付等事業	在宅の重度心身障がいのある方に対し、日常生活を容易にするため障がいに応じた用具の給付が受けられます。
⑤移動支援事業	屋外での移動に困難のある重度の障がいがある方の外出移動を支援します。
⑥地域活動支援 センター事業	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。
⑦日中一時支援 事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある方に日中活動の場を提供します。
⑧訪問入浴 サービス事業	自宅において常に寝たきりのため入浴が著しく困難な 65 歳未満の障がいのある方に対し、移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。
⑨補装具給付	身体障がいのある方に身体機能を補うため体に適合するように製作された長期間にわたり継続して使用されるもの。厚生労働省令で定める基準に該当する場合、購入・修理費の一部を給付します。
⑩自立支援医療制度	自立支援医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する医療制度です。

施策4 安心を形にする保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

アンケート調査結果では、「障がいが生じた時期」は、「60 歳代以上」という回答が約3割と最も多くなっていますが、「20 歳代～50 歳代」という回答は合わせて約4割となっています。

また、「現在の生活で困っていること」として、「健康や体力に自信がない」という回答が最も多くなっています。

生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障がいの発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

今後は、高齢化が進むなかで、障がいのある人の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスを充実していくことが必要です。

【主要施策】

1. 障がいの早期発見と予防体制の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	障がいの早期発見と予防体制の充実	①妊婦健診や乳幼児健診の受診勧奨に努め、疾病の予防や障がいの早期発見を図ります。	健康福祉課
		②成人期から高齢期における障がいや寝たきりの主な原因の一つとなっている脳血管疾患などの疾病を防止するため、生活習慣病対策を重点に、総合的、効果的な保健事業を推進します。また、学校保健や職域保健との連携を密に、ライフステージに応じた疾病の予防や健康づくりを支援・促進します。	学校教育課 健康福祉課
		③脳卒中等に関する情報システムの活用促進や寝たきり予防の普及促進に努めます。	健康福祉課
		④社会環境の複雑化や急速な変化、あるいは不規則な就労などを背景に精神面の健康を阻害する要因が増大していることをふまえ、保健所や関係機関との連携を図り、心の健康づくりに関する町民への啓発活動の充実を図ります。	健康福祉課
		⑤保健所や医療機関、児童相談所のほか、学校、幼稚園・保育園など、児童にかかわる関係機関との連携を密にし、障がいの早期発見・指導相談体制の充実を図るとともに、育児サークルの育成などに努めます。	学校教育課 こども課 健康福祉課
		⑥「酒々井町健康プラン」や「酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく保健・介護予防事業等により、高齢化による障がいの予防、障がいの重度化や二次的障害の発生を防止し、介護者を含めた町民全体の健康増進に努めます。	健康福祉課

2. 療育体制の整備

番号	施策名	施策内容	担当課
1	療育体制の整備	①健診において、療育の必要があると認められた児童に対しては、事後指導を充実し、関係機関と連携し、十分な療育が受けられるよう努めます。	学校教育課 健康福祉課
		②療育・教育を必要とする児童生徒一人一人の成長過程に応じて気軽に相談できるよう、保健・福祉・教育部門及び児童相談所等との連携を強化し、利用者支援事業等子育てや療育・教育に関する相談体制の充実に努めます。	学校教育課 こども課 健康福祉課
		③障がいのある児童の家庭療育を支援するため、保育園における障がいのある児童保育や園庭開放・育児相談に努めます。	こども課 健康福祉課

3. 生活機能訓練の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	生活機能訓練の充実	①障がいの初期段階において、二次的障がいの予防とリハビリテーションの一貫した方向づけが必要であり、在宅における生活機能訓練の充実と管内医療機関や高度なリハビリテーションを行う専門機関との連携強化に努めます。	健康福祉課
		②初期医療でのリハビリテーション終了後も継続的なリハビリテーションが必要であり、生活訓練や機能訓練、生活支援のための相談を行うため、関係機関や施設との連携のもとに地域リハビリテーションの確立に努めます。	健康福祉課

4. 医療体制の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	医療体制の充実	障がいのある人が歯科診療やその他の疾病に必要な医療サービスを身近で受けられるよう、引き続き医師会や歯科医師会の協力を得て、地域医療の充実を促進します。	健康福祉課

5. 精神障がいのある人の施策の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	精神障がいのある人の施策の充実	①精神障がいのある人が自立した社会生活を送れるよう、相談支援事業者と連携し生活相談等の相談支援体制の充実に努めます。	健康福祉課
		②入院患者の退院と社会復帰を促進するため、グループホームの確保に努めるとともに、地域活動支援センター等日中活動の場を提供します。	健康福祉課
		③在宅の精神障がいのある人がその能力や障がいに応じ安心して就労できるよう、就労継続支援事業所等の確保に努めるとともに、就業支援事業所や求人情報等を提供し、就労を支援・促進します。	健康福祉課

6. 医療負担の軽減

番号	施策名	施策内容	担当課
1	医療費負担の軽減	障がいのある人の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費の給付、重度心身障害者医療費などの助成制度の周知と利用促進に努めます。	健康福祉課



第3節 自立に向けた体制支援づくり

施策1 障がいのある児童教育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくために、本人・家族の意向を尊重しつつ、教育的ニーズをしっかりと踏まえたきめ細かな支援を行っていくことが求められています。

アンケート調査結果では、「施設、保育園、幼稚園、学校に通所・通園・通学している」方で、「通所・通園・通学先の放課後や休みの日の過ごし方」については、「家の中でテレビをみたりして遊ぶ」が最も多く、次いで「家の中でパソコンやゲームで遊ぶ」、「家の中で趣味を楽しむ」となっています。

また、「通所・通園・通学先に望むこと」については、「就学相談や進路相談等の相談体制を充実してほしい」が最も多く、次いで「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」、「施設、設備、教材を充実してほしい」となっています。

障がいのある児童に対し、乳幼児期における成長の支援や、就学における障がいの特性に応じた教育を実施することにより、本人の持つ能力を伸ばし、将来にわたり生活に必要な力をつけていくよう支援するとともに、障がいについての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を検討することも重要です。

【主要施策】

1. 就学前教育の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	就学前教育の充実	保育園等において障がいのある児童の受け入れ体制を強化し、障がいの有無を問わずすべての児童が相互に理解し、協力できるよう児童の成長に合った保育の充実を図ります。	こども課

2. 児童発達支援の利用

番号	施策名	施策内容	担当課
1	児童発達支援の利用	心身の発達に遅れのある幼児には個別計画に基づいた療育の提供が必要であり、必要な児童に対し児童発達支援の充実を図ります。	健康福祉課

3. 義務教育における障がいのある児童教育の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	義務教育における障がいのある児童教育の充実	①通常の学級での教育が可能な児童生徒についてはその意志を尊重できるよう、受け入れ体制の充実を図るとともに、そのための制度的支援を国に働きかけていきます。また、個々の特性に配慮するなど特別支援学級の充実を図ります。	学校教育課
		②障がいのある児童生徒一人一人の状態や特性及び心身の発達に考慮し、個々の状況に合わせた交流教育を積極的に推進します。	学校教育課

4. 相談・支援体制の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	相談・支援体制の充実	障がいのある児童生徒やその保護者に対して、適切な就学相談や支援が行われるよう、就学支援委員会などの組織を生かした相談・支援体制の充実を図ります。	学校教育課

施策2 生涯学習の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションは、体力の維持や向上につながるだけでなく、その活動を通して楽しいひとときを過ごすことで生活の質（Quality Of Life）の向上につながります。

アンケート調査結果では、「今後行いたい活動」として「自分の生きがいを見つける」が約26%、「スポーツやレクリエーション」という回答が約2割となっています。

障がいのある人がスポーツやレクリエーション、生涯学習などを楽しめるよう、関係機関と連携し、必要な配慮や環境整備を行うとともに、活動の場の提供に努める必要があります。また、地域社会との交流や理解を深めるため、社会活動へ気軽に障がいのある人が参加できるような環境整備を推進していく必要があります。

【主要施策】

1. 芸術文化活動への参加促進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	生涯学習への参加促進	障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、情報収集や提供、講座等の実施に努めていきます。また、活動拠点となる施設が障がいのある人にとって利用しやすい場となるように促進します。	生涯学習課 プレミアム

2. スポーツ・レクリエーションへの参加促進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	各種スポーツ大会、教室への参加促進や、ボランティアを含めた指導体制の充実などを通じて、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。	生涯学習課 健康福祉課

施策3 地域コミュニティ活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域の様々な分野に参加していくためには、移動手段の確保や交流機会の充実、情報提供等の充実が重要となります。

アンケート調査結果によると、「地域の方に対して障がいのある人への理解が深まっていない理由」としては、「援助を頼みにくい」という回答が最も多く、次いで「適切な援助がえられない」となっています。

また、「障がいのある人が地域や社会に参加していくために必要なこと」としては、「地域の人たちが障がいのある人を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」という回答が2割以上となるなど、障がいのある人の地域コミュニティへの参加は大きな課題となっています。

地域コミュニティ活動を充実させることによって、障がいのある人が各種行事へ誰もが参加しやすい環境をつくり、障がいのある人が地域社会で孤立することのないようにしていく必要があります。

1. 地域コミュニティ活動の推進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	啓発・広報イベント等交流事業の充実（再掲）	障害者基本法で定められた「障害者週間」（12月3日～12月9日）など、機会をとらえながら、関係機関や関係団体との連携のもと、町民参加による啓発のための各種行事・イベントの開催に努めます。	企画財政課 健康福祉課
2	交流事業の推進（再掲）	障がいのある人への理解を深め、その積極的な社会参加を促進するため、スポーツ、音楽、文化、趣味などオンラインの活用を含め多様な交流機会の提供に努めます。	生涯学習課 健康福祉課



施策4 就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が社会的に自立し、生きがいを持って暮らすためには、就労することが重要ですが、雇用の場が限られていることや障がいに対する適切な理解が不十分なことから、障がいのある人の働きたいという意向に十分に応えられていないのが現状です。

アンケート調査結果では、「障がいのある人が働くために必要なこと」として、「障がいのことを理解してくれること」という回答が最も多く、次いで「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」となっています。

法定雇用率の改正などにより、以前に比べ障がい者雇用に理解と関心が高まっているなか、本町においても関係機関等と連携のうえ、障がい者就労の理解を促進し、身近な地域での就労支援を行っていく必要があります。

今後も、企業への障がい者雇用の理解促進等に関する普及啓発を図るとともに、国や県、関係機関等と連携し、障がいのある人が自らの能力を発揮し、就労につながるよう必要な知識や能力の習得に向けて支援を行います。また、障がい者施設等が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達を支援し、多種多様な就労の場の確保に努めます。

町役場については、「酒々井町障害者活躍推進計画」に基づき障がい者の雇用に努めます。

【主要施策】

1. 職業相談の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	職業相談の充実	障がいの内容及び程度、障がいのある人一人一人のニーズに応じた適切な職業相談ができるよう、公共職業安定所など関係機関と連携を図り、情報提供の拡充など支援に努めます。	健康福祉課

2. 障がいのある人の雇用促進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	障がいのある人の雇用促進	障がいのある人の雇用を促進するため、国、県と連携を図り、多くの機会をとらえながら各種雇用援護制度等に関する事業所への周知活動に取り組むとともに、障がい者雇用の理解促進に努めます。	健康福祉課

3. 福祉的就労機会の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	福祉的就労機会の充実	就労移行支援施設及び就労継続支援施設の建設を支援し、福祉的就労の場を確保することにより、障がいのために通常の就労が困難な人の社会参加及び復帰を推進します。	健康福祉課

4. 障がい者就労施設等からの物品等の調達

番号	施策名	施策内容	担当課
1	障がい者就労施設等からの物品等の調達	障がいのある人が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。障害者優先調達推進法では、地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等から物品等の調達を推進すると定められていることから、町でも物品等の購入支援を図ります。	健康福祉課

第4節 安心して暮らせるまちづくり

施策1 安全な暮らしの確保

【現状と課題】

障がいのある人にとって、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題です。

アンケート調査結果では、「災害時に一人での避難」について35%の人が「できない」と回答しています。

また、「一般の避難所での避難生活」については、約3割の人が「できない」と回答しています。

近年は、時に想定を超える規模の災害が発生し、本町においてもその危険性はゼロではありません。そのため、近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努める必要があります。

また、町では、防災・防犯、安全情報等を、携帯電話などのメール機能を利用して「しすいメール配信サービス」を実施していますが、ひとり暮らしや日中ひとりで過ごしている障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織と連携し、防犯体制や緊急時の連絡体制の整備が必要です。

【主要施策】

1. 災害時の支援体制の整備

番号	施策名	施策内容	担当課
1	災害時の支援体制の整備	災害発生時における障がいのある人の救護や避難誘導など「酒々井町避難行動要支援者支援計画」に基づき、支援体制の整備を進めるとともに防災訓練の実施及び地域の自主防災組織の体制整備を図ります。	総務課 健康福祉課

2. 避難行動要支援者名簿登録制度

番号	施策名	施策内容	担当課
1	避難行動要支援者名簿登録制度	災害時に安全な場所へ避難が必要な人に対して、的確な情報伝達や避難支援を行うため、自治会、近隣住民、民生委員児童委員等との連携によって地域における共助による避難支援体制の構築に努めます。	健康福祉課

3. 緊急時の情報伝達の充実

番号	施策名	施策内容	担当課
1	緊急時の情報伝達の充実	24 時間対応が可能な緊急通報装置の貸与事業の他、緊急時において障がいのある人からの情報伝達や行政機関、消防機関等からの情報提供が迅速で適切に行われるよう、特に聴覚障がいのある人や障がいのあるひとり暮らし高齢者などに配慮した情報伝達手段の検討・整備に努めます。	総務課 健康福祉課

4. 地域の防犯力強化の確立

番号	施策名	施策内容	担当課
1	地域の防犯力強化の確立	防犯ボックスを核として、町、警察、地域住民が一体となった防犯体制により、地域の実情に合わせた効果的な防犯活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりを図ります。	総務課
2	しすいメール配信サービスの充実	安全で安心して生活が過ごせるように、防災、防犯情報や、防災行政無線で放送した内容などを、メール機能を利用し配信します。	総務課

5. 防災・防犯知識の普及

番号	施策名	施策内容	担当課
1	防災・防犯知識の普及	視覚障がいのある人への点字パンフレット作成など、障がいの状況に配慮し、防災・防犯知識の普及啓発に努めます。	総務課



施策2 安心して暮らせる住まいの確保

【現状と課題】

障がいのある人が入所施設や病院から地域へ移行したり、住み慣れた地域での生活を続けていくためには「暮らしの場」が必要です。

アンケート調査の結果では、「今後、暮らしたい生活の場」として、「家族と一緒に自宅で生活したい」という回答が最も多くなっていますが、「障がい者施設・老人福祉施設」や「グループホーム」を希望している人もいます。

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障がいの内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住環境の改善を図るため、重度の身体障がいのある人の住宅改造に助成を行うとともに、グループホーム等の整備を推進する必要があります。

【主要施策】

1. 住宅改修費の支援

番号	施策名	施策内容	担当課
1	住宅改修費の支援	日常生活を営む上で、著しく支障のある障がいのある人が住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費を給付します。(日常生活用具給付事業)	健康福祉課

2. グループホームなどの支援

番号	施策名	施策内容	担当課
1	グループホームなどの支援	利用者のニーズを踏まえながら、グループホームなど、障がいのある人の自立を支援する住まいの家賃を補助します。	健康福祉課

施策3 移動手段の充実

【現状と課題】

障がいのある人が自由に外出し活動していくために、段差の解消や歩道の整備等、物理的な障壁を取り除くことのほか、必要な情報が利用できることや交通・移動手段を確保することが大切です。

アンケート調査結果では、「外出の際に不便に感じたり困ること」として、「バス等の交通機関が少ない」が最も多く、次いで「身近な公園や歩道のベンチ等、休憩できる場所が少ない」、「自家用車を利用する際、障がい者用駐車場がない、または少ない」となっています。

また、「しすいふれ愛タクシー」について、「利用したことがある」という人は2割強となっており、利用しない理由としては、「他の交通手段を利用できるので必要ない」が最も多く、次いで「利用の仕方がわからない」となっています。

外出が困難な障がいのある人の移動を支援し、日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大を図るための移動を支援するとともに、「しすいふれ愛タクシー」をより多くの方に利用してもらえるような利便性向上を図る必要があります。

【主要施策】

1. 移動・交通環境の整備

番号	施策名	施策内容	担当課
1	移動・交通環境の整備	障がいのある人が自由に外出できるよう、日常生活に欠くことのできない公共交通となるバスや鉄道の利便性、安全性の向上のため、障がいのある人の利用に配慮した移動・交通環境の整備に努めます。また、障がい者専用駐車スペースの確保や段差の解消を進めるとともに、町民への周知を図ります。	企画財政課 まちづくり課
2	しすいふれ愛タクシーの運行	高齢者等の交通弱者を含めた全町民の交通手段の確保を目的として、乗合タクシー方式による「しすいふれ愛タクシー」の運行を行います。	健康福祉課

2. 生活行動圏の拡大促進

番号	施策名	施策内容	担当課
1	生活行動圏の拡大促進	①福祉タクシーの利用を促進し、また、身体障がい者自動車改造費助成などの周知と適切な推進を図ります。	健康福祉課
		②野外での移動が困難な障がいのある人等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	健康福祉課

施策4 バリアフリー体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であるといえます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、コミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

アンケート調査結果では、「外出のとき、不便に感じたり困ること」として、「道路や駅の段差に階段や問題が多い」という回答は第4位となっています。

また、「差別や偏見、疎外感を感じる」として、「街角での人の視線」という回答が3割以上となっており、心のバリアフリーは未だ課題があります。

障がいのある人が社会参加するために、従来のバリアフリー対策に加え、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを推進する必要があります。

【主要施策】

1. 「バリアフリー新法」等の普及・啓発

番号	施策名	施策内容	担当課
1	「バリアフリー新法」等の普及・啓発	障がいのある人や高齢者などに配慮したまちづくりを総合的に進めるため、関係機関と連携し、「ハートビル法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」など関連法令や条例の普及・啓発に努めます。	健康福祉課
2	心のバリアフリーの推進	障がいの有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進していきます。	関係課

2. 福祉のまちづくりに関する総合的な取り組み

番号	施策名	施策内容	担当課
1	福祉のまちづくりに関する総合的な取り組み	障がいのある人の生活動線を考慮し、中心市街地をはじめ、町内の公共施設、道路空間などの整備状況について、障がいのある人や一般市民の参画を図りながら実態把握に努めるとともに、その結果に基づく福祉マップ等の作成に取り組みます。	健康福祉課

3. 公共施設、コミュニティ施設のバリアフリー化の推進

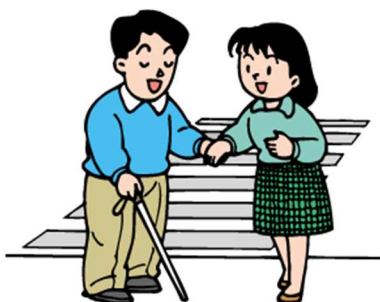
番号	施策名	施策内容	担当課
1	公共施設、コミュニティ施設のバリアフリー化の推進	障がいのある人の公共施設利用を高め、社会参加を促進するため、公共施設の整備を進めるとともに、身近な活動拠点であるコミュニティ施設の改善を支援します。	関係課

4. 安全で快適な道路歩行空間の整備

番号	施策名	施策内容	担当課
1	安全で快適な道路歩行空間の整備	①道路整備にあたって障がいのある人が安全な歩行や自由な通行ができるよう、歩道の段差解消、視覚障がいのある人のための点字ブロックの整備並びに音響信号機の設置要望を進めるとともに、ベンチの設置など障がいのある人をはじめ高齢者や児童などに配慮した、うるおいある歩行空間の確保に取り組みます。	まちづくり課 総務課
		②障がいのある人が安全に通行できるよう、町民の理解と協力を求め、路上の看板や放置自転車など障害物の除去に努めます。	まちづくり課 総務課
		③障がいのある人に対する交通安全教育の充実やドライバーなど一般町民の障がいのある人への配慮を促す啓発活動を進めます。	総務課

5. 身近な公園等の整備

番号	施策名	施策内容	担当課
1	身近な公園等の整備	公園・広場は町民の憩いの場であり、相互がふれあう場ともなることから、障がいのある人の利用に配慮し、段差の解消に努めます。	まちづくり課



第5章 計画推進のために

第1節 計画の推進に係る各組織の役割

この計画を推進するに当たっては、すべての住民が障がいと障がいのある人に対する理解を深め、社会的意識を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、施策の展開をします。

1 地域社会

地域における多様な人々との交流を通じ、障がいのある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助けあう地域づくりを進めるなど、障がいのある人やその家庭を地域全体で支援します。

2 学校

障がいのある児童生徒一人一人の個性を伸ばし、社会的な自立や社会参加を促進するために、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できるように適切な教育を推進します。

また、障がいのない児童生徒が、障がいのある児童生徒に対して正しく理解し、障がいに対する認識を深めるために、互いに思いやれる豊かな心の育成を図ります。さらに、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めます。

3 団体

障がい者関係団体は、障がいのある人やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを推進します。

4 企業

障がいのある人が安定した生活を営むためには、適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいを持って働けるような職場が望まれています。企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つです。

5 行政

行政の役割は、住民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各組織の役割を踏まえながら、行財政の効率的な運営と執行体制の整備を図るとともに、障がいのある人や障がいのある人を支える家族などのニーズを的確に把握し、各組織の特性に応じたきめ細かな施策を推進します。

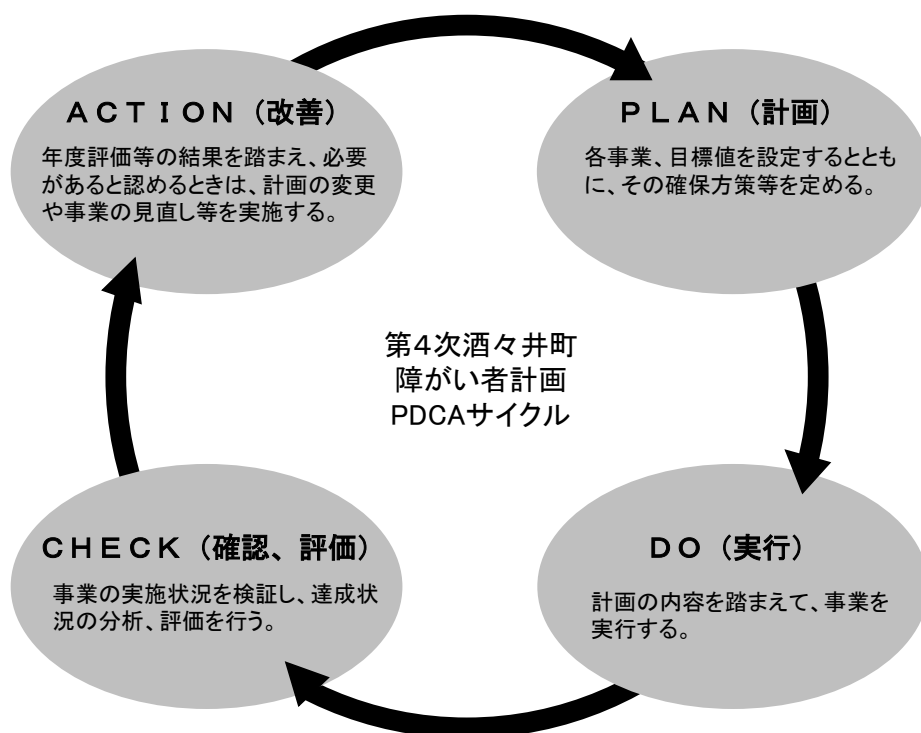
そして、施策の展開に当たっては、障がいのある人のまちづくりへの参画機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し事業運営に努めます。

第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、関係者及び関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら工夫・改善を重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

目標を実現するための指標の達成に向けて、関係各課等に事業の実施状況を照会し、施策の進捗状況を把握します。また、令和5年度に策定する「第7期酒々井町障がい福祉計画」及び「第3期酒々井町障がい児福祉計画」の成果指標や活動指標の達成状況について、利用者や事業者の視点を十分に踏まえて分析、評価を行います。さらに、障がいのある人の保護者の代表者や有識者等で構成する第三者委員会等において点検評価を行い、必要に応じ施策内容の改善・見直しを実施します。

また、各事業の「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」に基づき、計画の評価・改善を行っていきます。



第6章 資料編

第1節 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
令和4年8月19日～ 令和4年9月2日	第4次酒々井町障害者計画策定に伴うアンケート調査	・対象者：一般町民（200名） 障害者（939名）
令和4年10月26日	第1回第4次酒々井町障害者計画策定懇談会	・委嘱状交付 ・自己紹介 ・座長の選出 ・議 題 （1）第4次酒々井町障害者計画について ①第4次酒々井町障害者計画について ②第4次酒々井町障害者計画の体系案について ③アンケート調査について （2）その他
令和4年12月21日	第2回第4次酒々井町障害者計画策定懇談会	・座長あいさつ ・議 題 （1）第4次酒々井町障害者計画（素案）について （2）その他
令和5年2月1日～ 2月14日	パブリックコメントの実施	意見：11件（1名）
令和5年3月16日	第3回第4次酒々井町障害者計画策定懇談会	・座長あいさつ ・議 題 （1）第4次酒々井町障がい者計画（素案）意見募集の結果について （2）第4次酒々井町障がい者計画（素案）について

第2節 第4次酒々井町障害者計画策定懇談会名簿

(敬称略)

氏名	所属	備考
嵯峨野 むつみ	公募	
澤井 智子	公募	
高井 秀夫	当事者	
塚田 昌幸	いんば障害者相談センター 施設長	
栗田 太郎	相談支援センターかなえ 管理者	座長
上村 敏幸	印旛特別支援学校 副校長	
小出 喜市	酒々井町心身障害者福祉会 会長 身体障害者相談員	
佐野 明彦	印旛健康福祉センター 広域専門指導員	
橋本 美枝	成田地域生活支援センター 施設長	
福田 美千代	酒々井町手をつなぐ親の会 会長 知的障害者相談員	副座長
白田 東吾	いんば中核地域生活支援センター 「すけっと」 所長	
平川 智則	障害者就業・生活支援センター明朗塾 副センター長	
吉田 実	酒々井町社会福祉協議会 主査	

第3節 第4次酒々井町障害者計画策定懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画を策定するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、第4次酒々井町障害者計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画に関する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害福祉向上に関すること。

(参加者)

第3条 町長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 町民から公募した者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 福祉関係機関及び町内の福祉関係団体に所属する者

2 前項の場合において、町長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、障害者計画が策定された日をもって効力を失う。

第4節 用語集

【あ行】

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

【か行】

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年 (1981年)」の目標テーマ。障がい者がそれぞれの住んでいる地域社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにするとともに、社会の他の住民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等の配分を意味する。

居宅生活動作補助用具

手すり、引き戸、洋式便器など、障害者 (児) の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものをいう。

【さ行】

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障がい者施策を総合的かつ計画的にすすめること、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 16 年 6 月に改正され、何人も障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例

千葉県が全国初の制定を進め、平成 18 年 10 月 11 日の県議会で可決、成立した。平成 19 年 7 月 1 日に施行。

(条例の内容)

- ・医療、雇用、教育など生活全般の計 8 分野で具体的に代表的な差別を列挙し、調査・解消のため障がい者を含む 10 人程度で構成される「差別解消委員会」を設置。
- ・「差別解消委員会」は差別に関する相談を受けて調査し、助言やあっせんを行う。従わない場合は知事に通告する。知事は当事者に勧告し、悪質な場合は名前を公表する。

情報アクセシビリティ

障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。

自立支援医療

障害者自立支援法の施行により、これまでの障がいに係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に一本化し、自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設定されている。

〔更生医療〕 身体障がい者の方（18歳以上）の更生に必要な医療（一般医療ですすでに治癒したと考えられている障がい）に対して、その障がいを軽くしたり回復したりする手術を行うなどの特別の医療が受けられる制度。

〔精神通院医療〕 精神疾患等で病院に通院されている方に、医療費を給付するもの。

〔育成医療〕 身体に障がいがある児童や将来障がいを残すとみられる疾患のある児童で、確実に治療効果が期待できるものに対して、医療を給付するもの。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立、公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例へのあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱もしくは直腸または小腸の機能障がいをいう。

身体障害者手帳

身体障がいのある人に交付されるもので、これを受けることにより自立支援医療（更生医療）の給付や税の減免、航空運賃の割引などの各種制度の利用ができるほか、各種の障がい福祉サービスが受けられる。

精神障がい

統合失調症、躁うつ病、うつ病、器質性精神障がい（てんかん等）、中毒性精神障がいなど、精神の病気のために社会生活が困難になっている状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある人に交付されるもので、その人の自立と社会参加を促進するための手帳。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

知的障がい

先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障がいを受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

特別支援学級

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）において、従来の「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更することとなり、従前と同様、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、これを設けることができることとした。

特別支援学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）において、児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、これまでの盲学校、聾学校、養護学校を障がい種別を超えた特別支援学校に一本化するとともに、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定している。

【な行】

内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、もしくはヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫の機能の障害をいう。

ニーズ

「要求」「求めているもの」といった意味を持つ言葉。

ネットワーク

各主体を網の目のように結びつなぐこと。サービス提供においては、サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築することを意味する。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前（ノーマル）であるという考え方。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がい者が社会へ関わりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障がい者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なく様々なバリアをなくす意味で用いられている。

避難行動要支援者

大規模な災害が発生した際に、高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、避難について特に支援を必要とする人のこと。

PDCA サイクル

「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の頭文字をとって名付けられた業務改善に関するフレームワークのこと。

ボランティア

住民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

【や行】

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」の意。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障がい者・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

【ら行】

療育

心身に障がいのある児童（障がい児）に対し、早期に適切な治療等を行い、障がいの治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

療育手帳

知的障がい者（児）の人に交付されるもので、これを受けることにより一貫した指導・相談や障害福祉サービス、各種援助が受けやすくなる。

リハビリテーション

基本的人権を尊重し、障がい者が教育、労働、経済などあらゆる社会面において障がいのない人と同等な権利の回復を目指すという考え方。

第4次 酒々井町障がい者計画

令和5年3月

発行：酒々井町

編集：健康福祉課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電話：043-496-1171

FAX：043-496-4541

